



令和8（2026）年3月

石垣市

はじめに



『互いを尊重し、だれもが個性と能力を発揮できる

安心のまち いしがき』の実現にむけて

今、わが国は超少子高齢化と人口減少により、労働力や社会保障等において様々な課題を抱えています。このような時代に豊かで活力ある石垣市を築くためには、性別による固定観念にとらわれず、誰もが尊重され平等な立場で生きられる社会が求められています。

本市では、平成 8（1996）年に「第 1 次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」、平成 18（2006）年に「第 2 次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」、そして、平成 28（2016）年に「第 3 次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」を策定し、男女共同参画に関する諸課題の解決に取り組んでまいりました。この間、平成 21（2009）年には「石垣市男女共同参画推進条例」を制定し、基本となる考え方を定めています。この度、令和 7（2025）年度末で「第 3 次石垣市男女共同参画～いしがきプラン～」の計画期間が満了することに伴い「第 4 次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」を策定いたしました。

新しい計画では、これまでの施策の進捗状況の点検と検証、各種意識調査による現状分析と課題の整理に併せ、近年の国や沖縄県の動向等を考慮し、今後 10 年の市民や行政が取り組むべき目標や施策を示しています。この中で、ジェンダー平等への理解を深めつつ、市民や事業者等による男女共同参画推進を目的とした活動を支援してまいります。また、ウェルビーイングの視点から、一人ひとりが生活の質を高め、誰もが個性と能力を発揮し自分の生き方を選択できる社会を目指してまいります。

本計画を実現するため、市政全般にわたり男女共同参画の視点に立った施策を推進してまいります。計画の遂行にあたっては、市民や事業主の皆様の意識の高揚と、展開する事業への積極的な参加が必要になります。今後とも、本計画の基本理念『互いを尊重し、だれもが個性と能力を発揮できる安心のまち いしがき』を実現するための取り組みにご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただいた石垣市男女共同参画会議の委員の皆様をはじめ、各種意識調査や貴重なご意見等をお寄せいただきました多くの皆様に、心からお礼申し上げます。

令和 8（2026）年 3 月

石垣市長 中山 義隆

- 目次 -

序章 計画策定の背景・目的等

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の性格	4
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 計画期間.....	5

第1章 石垣市の現状と課題

1. 石垣市の現状	6
(1) 人口・世帯数.....	6
(2) 男女別就業者数等	10
(3) 婚姻・離婚.....	11
(4) 各分野における女性の進出状況	12
(5) 福祉等の状況.....	13
2. 第3次計画の達成状況	14
目標指標ごとの達成状況	14

第2章 計画の基本理念及び基本的な考え方（総論）

1. 基本理念.....	16
2. 基本方針.....	17
(1) 誰もが尊重される社会づくりに向けた周知と意識啓発.....	18
(2) 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり.....	18
(3) すべての市民が安心して暮らせるまちづくり.....	18
(4) 暴力の根絶と困難な問題を抱える人への切れ目のない支援.....	18
3. 施策体系.....	19

第3章 施策の展開（各論）

基本方針1. 誰もが尊重される社会づくりに向けた周知と意識啓発.....	20
(1) 多様な媒体や機会を活用した男女共同参画の周知・啓発.....	20
(2) 学校教育・社会教育等を通じた固定的性別役割分担意識の見直し	22
基本方針2. 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり.....	24
(1) 家庭における男女共同参画の推進	24
(2) 地域における男女共同参画の推進	26
(3) 職場における男女共同参画の推進	28
(4) 女性のエンパワーメントの推進	30
基本方針3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり.....	32
(1) 互いの性に配慮した健康支援や性教育の推進	32
(2) 人権の尊重と多様な価値観を認め合う環境づくり.....	34
(3) 平和な社会づくりへの貢献.....	35
(4) 防災にジェンダーの視点を取り入れた取り組みの推進	36
基本方針4. 暴力の根絶と困難な問題を抱える人への切れ目のない支援	37

（１）あらゆる暴力の防止に向けた取り組み	37
（２）あらゆるハラスメントの防止に向けた意識の浸透	39
（３）困難な問題を抱える人への包括的な相談支援と自立支援	40

第４章 計画の推進に向けて

１．全庁体制で取り組む男女共同参画の推進	41
２．市民や企業、関係機関・団体等との連携・協力による男女共同参画の推進	41
３．計画の進行管理の徹底	41
４．目標値の設定	42

参考資料

１．法令及び上位・関連計画等の整理	44
（１）国の動き（関連法・計画の概要）	45
（２）沖縄県の動き（関連条例・計画の概要）	52
（３）石垣市の上位・関連計画等	56
２．第４次石垣市男女共同参画計画の策定の経緯	62
３．第４次石垣市男女共同参画計画の策定体制	63
（１）石垣市男女共同参画会議規則	64
（２）石垣市男女共同参画推進本部設置規程	66
４．用語集	70

序章 計画策定の背景・目的等

1. 計画策定の背景・目的

【国際連合の動き】

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国際連合（以下、「国連」という。）の動きをみると、昭和 20（1945）年に国連憲章の前文で男女平等をうたい、昭和 21（1946）年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取り組みが進められました。また、国連は昭和 50（1975）年に「国際婦人の 10 年」を宣言し、以後 10 年間、様々な分野における女性差別の撤廃等、女性の地位向上のための行動を進めてきました。

その後、昭和 60（1985）年にはナイロビで「第 3 回世界女性会議」が開催され、平成 7（1995）年には北京で「第 4 回世界女性会議」が開催されています。これらの取り組みにより、フェミニズム論の前進と同時に、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

平成 12（2000）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

平成 17（2005）年には、第 4 回世界女性会議から 10 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び女性 2000 年会議の「成果文書」の評価・見直しを行うとともに、女性と女児の地位向上及びエンパワーメントのための新たな課題や今後の戦略について協議するため、閣僚級会合が開催されました。本会合では、「北京宣言及び行動綱領」の再確認と、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

平成 23（2011）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連における女性に関する 4 つの機関（国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））を統合した国連機関「UN Women」が発足し、平成 27（2015）年には、UN Women 日本事務局が開設されました。

その間、平成 24（2012）年の第 56 回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。

平成 27（2015）年には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、このアジェンダのもと、「誰一人取り残さない」をスローガンに、2030 年を目途とした 17 の目標（ゴール）として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。同アジェンダでは前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを目指す」ことがうたわれ、SDGs では「ゴール 5.ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、令和 2（2020）年 4 月に国連事務総長メッセージ「女性及び女児を COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応の中心に」が発出され、感染の流行により経済的困難や配偶者等暴力（DV）等の影響を受けやすい女性を、対策の中心に据えるよう要請しています。

さらに近年は、性的指向・性自認に関する差別や暴力の防止に向けた人権理事会決議、困難な状況にある女性への保護と支援に関する国際的な取り組みが進められており、国際社会では、ジェンダー平等と多様な人々の人権保障が推進されています。

【日本の動き】

我が国においては、こうした世界的な流れを受け、昭和 52（1977）年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（昭和 62[1987]年）、「男女共同参画 2000 年プラン」（平成 8 [1996]年）等が策定されました。さらに、平成 12（2000）年には国連特別総会「女性 2000 年会議」における成果を踏まえ、「男女共同参画基本計画（第 1 次）」を閣議決定し、以後、5 年毎に基本計画を改定しながら男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進しています。

現在審議中の「第 6 次男女共同参画基本計画」では、「男性も女性も暮らしやすい多様な幸せ（Well-Being）の実現」を掲げ、ステージに応じた働き方の選択、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の所得向上と経済的自立、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶、デジタル・テクノロジーの進展を踏まえた新たな課題への対応などが重点分野として整理されています。ウェルビーイングの視点は、男女共同参画が男女の役割改善にとどまらず、市民一人ひとりの生活の質（Quality of Life）を高める政策であることを示しています。

また、法制度の動向を概観してみると、「性的指向及び性自認に関する理解の増進に関する法律」が令和 5（2023）年に制定され、不当な差別の防止、国民の理解促進、学校・職場を含む社会全体における配慮の必要性が示されています。

加えて、平成 12（2000）年前後の法制度の動向をみると、平成 11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」の成立以降、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV[ドメスティック・バイオレンス]防止法）」、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成 30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等が整備され、社会情勢を踏まえた改正が行われてきました。また近年では、性的指向及び性自認への理解促進を目的とした「LGBT 理解増進法」（令和 5[2023]年）や、暴力・性被害・生活困窮等の複合的な課題に対応する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 5 [2023]年）も制定されるなど、男女共同参画施策はより幅広く、多面的な課題を一体的に扱う仕組みへと移行しています。

【沖縄県の動き】

沖縄県においても、昭和 59（1984）年に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策定し、その後、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」（平成 4[1992]年）、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（平成 9[1997]年）、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」（平成 14[2002]年）と見直しを図りながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

また、平成 15（2003）年に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しています。

その後、平成 19（2007）年に「沖縄県男女共同参画計画（後期）」（第 3 次）を策定し、平成 24（2012）年に「第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」、平成 29（2017）年に「第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」、令和 4（2022）年に「第 6 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」を策定しています。

また、近年では、令和 5（2023）年に「沖縄県差別のない社会づくり条例」及び「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島 にじいろ宣言）」の理念に基づき、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現を目指し、令和 7（2025）年に、「沖縄県パートナーシップ・ファミリー制度」を導入しています。

【石垣市の動き】

石垣市においては市制発足以前から、女性の地位を高め意識の向上を目指して、様々な女性団体が連携し、女性が抱えている問題の総合的な解決を求めて活動をしてきました。

そして、女性を中心とする多くの市民から「女性行動計画」の策定を望む声が高まり、平成5（1993）年に附属機関として「女性問題会議」が発足、民生部民生課に担当窓口が置かれ、「石垣市女性行動計画」が諮問されました。平成7（1995）年に、庁内の連絡調整を図り女性行政に関する施策を推進することを目的に「石垣市女性行政推進本部」を発足、下部組織として「ワーキンググループ」を置き、女性行政の庁内推進体制を確立し、女性行政の推進に努めてきました。

平成8（1996）年に「石垣市女性団体ネットワーク会議」が結成され、「まるごーフェスティバル」の開催をはじめ、活発な活動が今日においても継続的に実施されています。また、同年に「第1次石垣市女性行動計画～いしがきプラン～」を策定し、平成18（2006）年にその後継計画として「第2次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」を策定して、各種男女共同参画施策の推進を図りました。

平成13（2001）年に、女性人材リストの作成や60回に及ぶ男女共同参画講座（講演会）の開催、女性行政広報誌「まるごー」の発行等が始まりました。

平成19（2007）年に「“みーどろん”（女）と“びぎどろん”（男）でつむぐ男女共同参画都市～いしがき宣言」を、平成21（2009）年に「石垣市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するための基本となる考え方を決めました。

平成28（2016）年に、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間を計画期間とする「第3次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」を策定し、4つの基本方針と目標値を設定しました。

また令和2（2020）年に、本市は内閣府により「SDGs未来都市」に選定され、「石垣市SDGs未来都市計画」を策定しました。さらに、「第3次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」の中間評価を踏まえ、SDGsの視点から令和12（2030）年の将来像と優先目標（ゴール）を定めるとともに、女性のエンパワーメントの推進や性の多様性に配慮した取り組みを設定しました。

前述のような背景を踏まえ、昨今の男女共同参画施策に係る本市の現状や課題、市民意識等を的確に把握し、国際社会や国、県等の動向などを考慮しながら、令和8（2026）年度を初年度とする「第4次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」（以下「本計画」という。）を策定します。

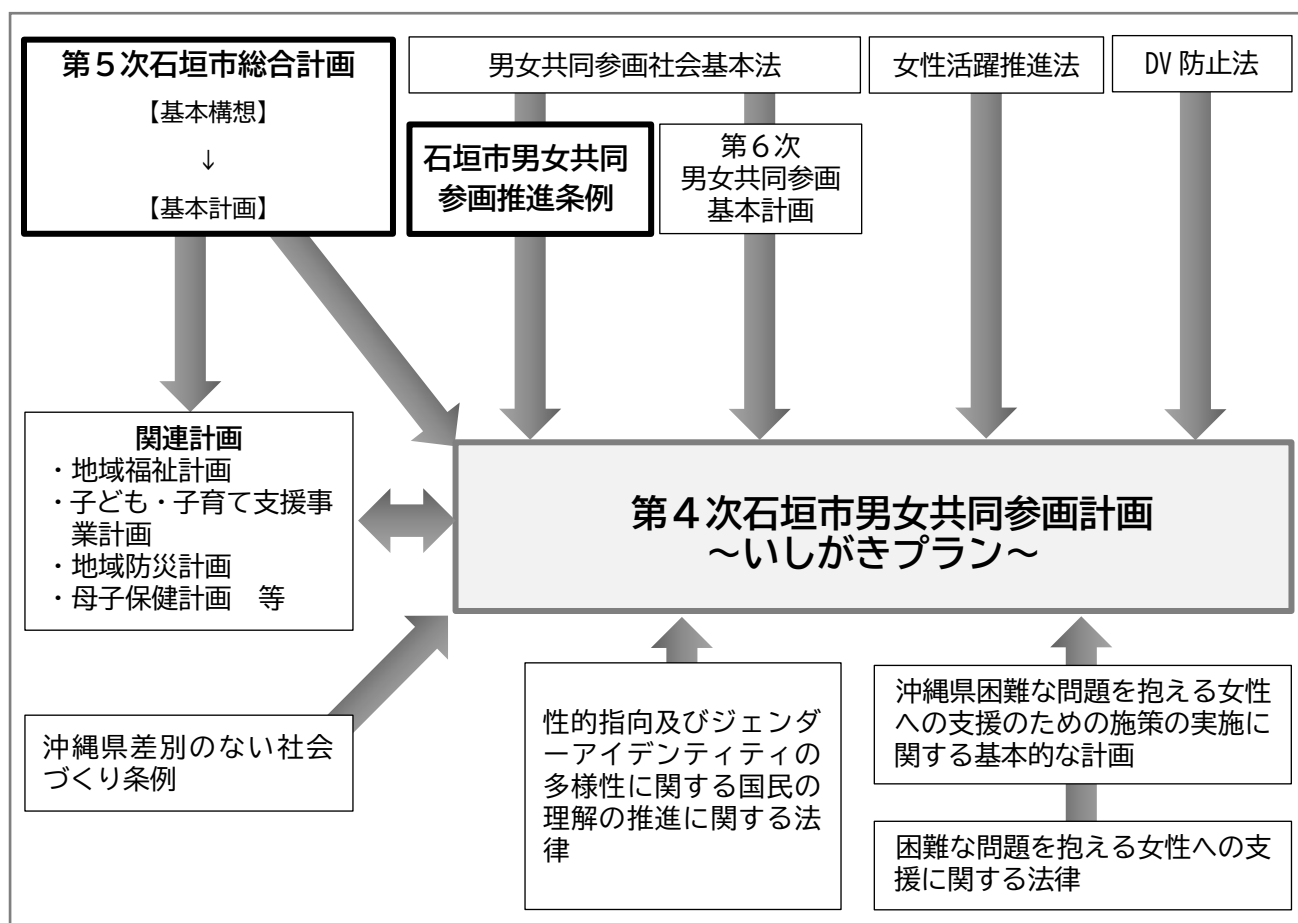
2. 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づき策定される男女共同参画推進のための総合的な計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づき策定される「石垣市推進計画」（当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づき策定される「石垣市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての性格をあわせもつ計画です。

3. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。



4. 計画期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間の計画として策定し、概ね中間期において見直しを行います。中間見直しの時期については、国の男女共同参画に関する基本計画の策定・見直しサイクルとの整合を図る観点から、6年目を目安に実施することとします。

なお、計画に位置付けられた施策・事業等の点検・評価を毎年度行うとともに、その結果、あるいは社会情勢の変化によって計画に変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	
石垣市	第4次石垣市男女共同参画計画（10年間）										
							●中間見直し	第4次石垣市男女共同参画計画（改定版）			
沖縄県	第6次 (R3～R8)	第7次沖縄県男女共同参画計画					第8次沖縄県男女共同参画計画				
国	第6次基本計画（R8年度～R12年度）					第7次基本計画（R13年度～R17年度）					

第1章 石垣市の現状と課題

1. 石垣市の現状

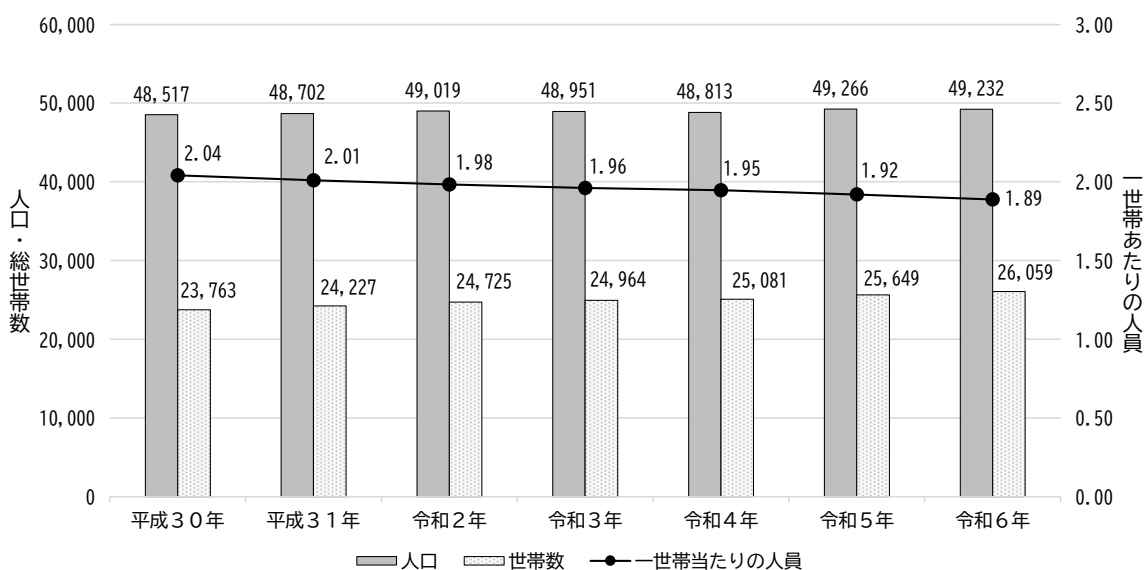
(1) 人口・世帯数

- 石垣市の人口を住民基本台帳で見ると、令和6年3月31日現在49,232人で、世帯数は26,059世帯となっており、1世帯あたりの人員は1.89人となっています。
- 人口・世帯数ともにほぼ横ばいですが、世帯人員は減少傾向（平成30年：2.04人⇒令和6年：1.89人）にあり、石垣市においても核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。
- 人口増減の内訳をみると、自然増減は平成26年から令和4年までは増加を維持していましたが、令和5年以降は出生数の減少と死亡数の増加により減少に転じています。転入から転出を差し引いた社会増減は、年度によって増減の差がみられるものの全体としてはプラスで推移しており、なかでも令和5年は転入超過が大きく、社会動態が人口の伸びを支えている状況です。

■ 人口・世帯数の推移（各年3月31日現在）

	人口		世帯数		一世帯当たりの人員
	総数	増加率(%)	総数	増加率(%)	
平成30年	48,517	-	23,763	-	2.04
平成31年	48,702	0.4	24,227	2.0	2.01
令和2年	49,019	0.7	24,725	2.1	1.98
令和3年	48,951	△0.1	24,964	1.0	1.96
令和4年	48,813	△0.3	25,081	0.5	1.95
令和5年	49,266	0.9	25,649	2.3	1.92
令和6年	49,232	△0.1	26,059	1.6	1.89

資料：住民基本台帳



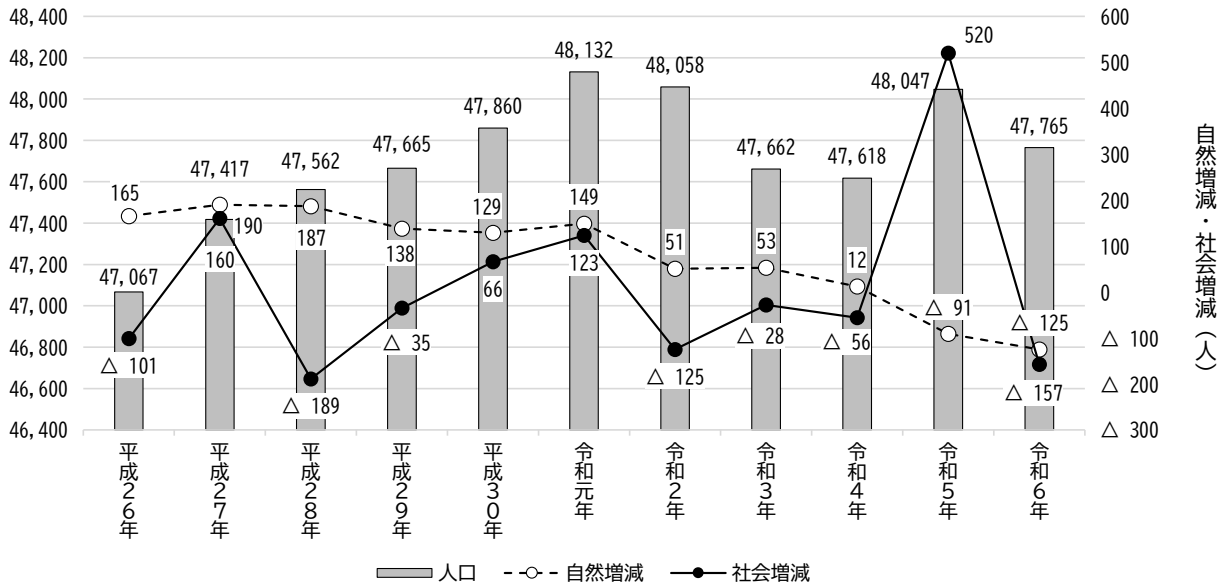
資料：住民基本台帳

■ 人口動態

	人口動態			社会動態								社会増減 B=③-④	人口増減 A+B	10月1日 推計人口
	出生 ①	死亡 ②	自然増減 A=①-②	転入				転出						
				県外	県内	その他	計③	県外	県内	その他	計④			
平成26年	610	445	165	1,439	1,276	183	2,898	1,353	1,536	110	2,999	△ 101	64	47,067
平成27年	603	413	190	1,619	1,378	217	3,214	1,394	1,533	127	3,054	160	350	47,417
平成28年	624	437	187	1,467	1,341	257	3,065	1,507	1,577	170	3,254	△ 189	△ 2	47,562
平成29年	556	418	138	1,582	1,271	260	3,113	1,456	1,544	148	3,148	△ 35	103	47,665
平成30年	565	436	129	1,712	1,480	265	3,457	1,536	1,659	196	3,391	66	195	47,860
令和元年	560	411	149	1,813	1,401	349	3,563	1,549	1,632	259	3,440	123	272	48,132
令和2年	476	425	51	1,823	1,346	215	3,384	1,656	1,605	248	3,509	△ 125	△ 74	48,058
令和3年	498	445	53	1,818	1,309	152	3,279	1,565	1,617	125	3,307	△ 28	25	47,662
令和4年	485	473	12	1,891	1,360	107	3,358	1,708	1,639	67	3,414	△ 56	△ 44	47,618
令和5年	448	539	△ 91	2,603	1,464	92	4,159	2,045	1,571	23	3,639	520	429	48,047
令和6年	399	524	△ 125	2,250	1,314	79	3,643	2,175	1,590	35	3,800	△ 157	△ 282	47,765

※各年前年の10月より9月までの移動数

資料：沖縄県人口移動報告年報



資料：沖縄県人口移動報告年報

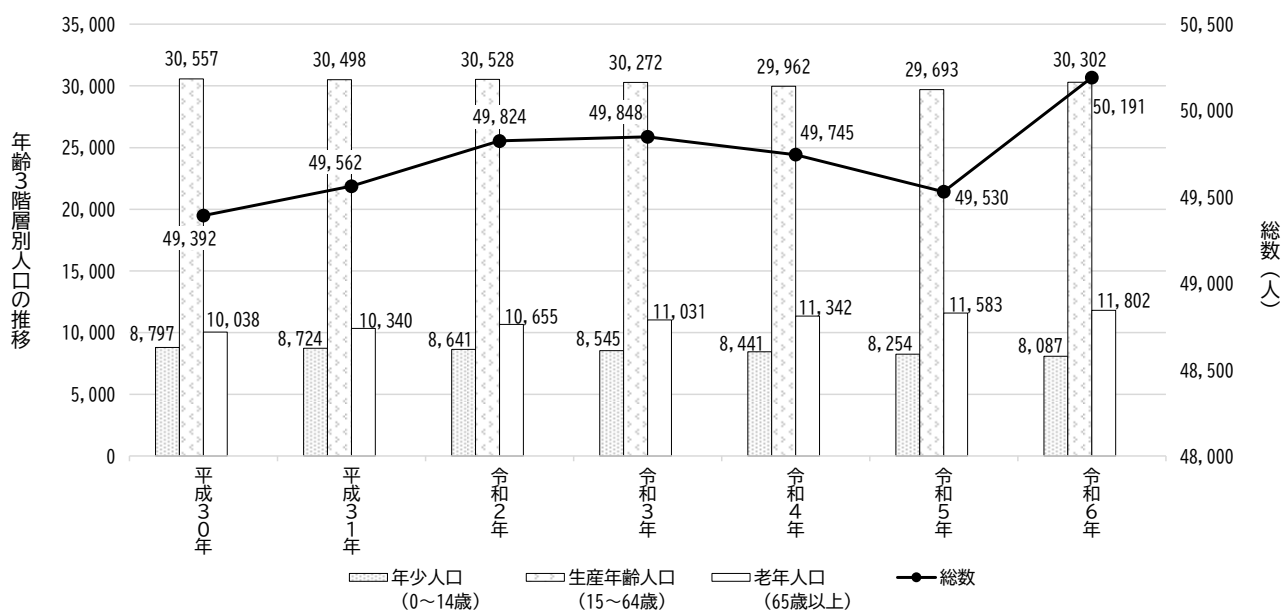
第1章 石垣市の現状と課題

- 年齢階層別人口を住民基本台帳で見ると、年少人口（0～14歳）は減少傾向を示しています。生産年齢人口（15～64歳）はおおむね減少傾向にあるものの、令和6年は前年比で増加しています。老年人口（65歳以上）は増加傾向を示しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。今後も急激な高齢化が起こることが予想されます。
- 男女比を比較すると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は男性が多く、老年人口（65歳以上）は女性が多くなっています。

■ 年齢3階層別人口の推移（各年1月1日現在）

年次	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		総数
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	
平成30年	8,797	17.8%	30,557	61.9%	10,038	20.3%	49,392
平成31年	8,724	17.6%	30,498	61.5%	10,340	20.9%	49,562
令和2年	8,641	17.3%	30,528	61.3%	10,655	21.4%	49,824
令和3年	8,545	17.1%	30,272	60.7%	11,031	22.1%	49,848
令和4年	8,441	17.0%	29,962	60.2%	11,342	22.8%	49,745
令和5年	8,254	16.7%	29,693	59.9%	11,583	23.4%	49,530
令和6年	8,087	16.1%	30,302	60.4%	11,802	23.5%	50,191
沖縄県（令和6年）	239,519	16.1%	895,934	60.3%	349,995	23.6%	1,485,448

資料：住民基本台帳



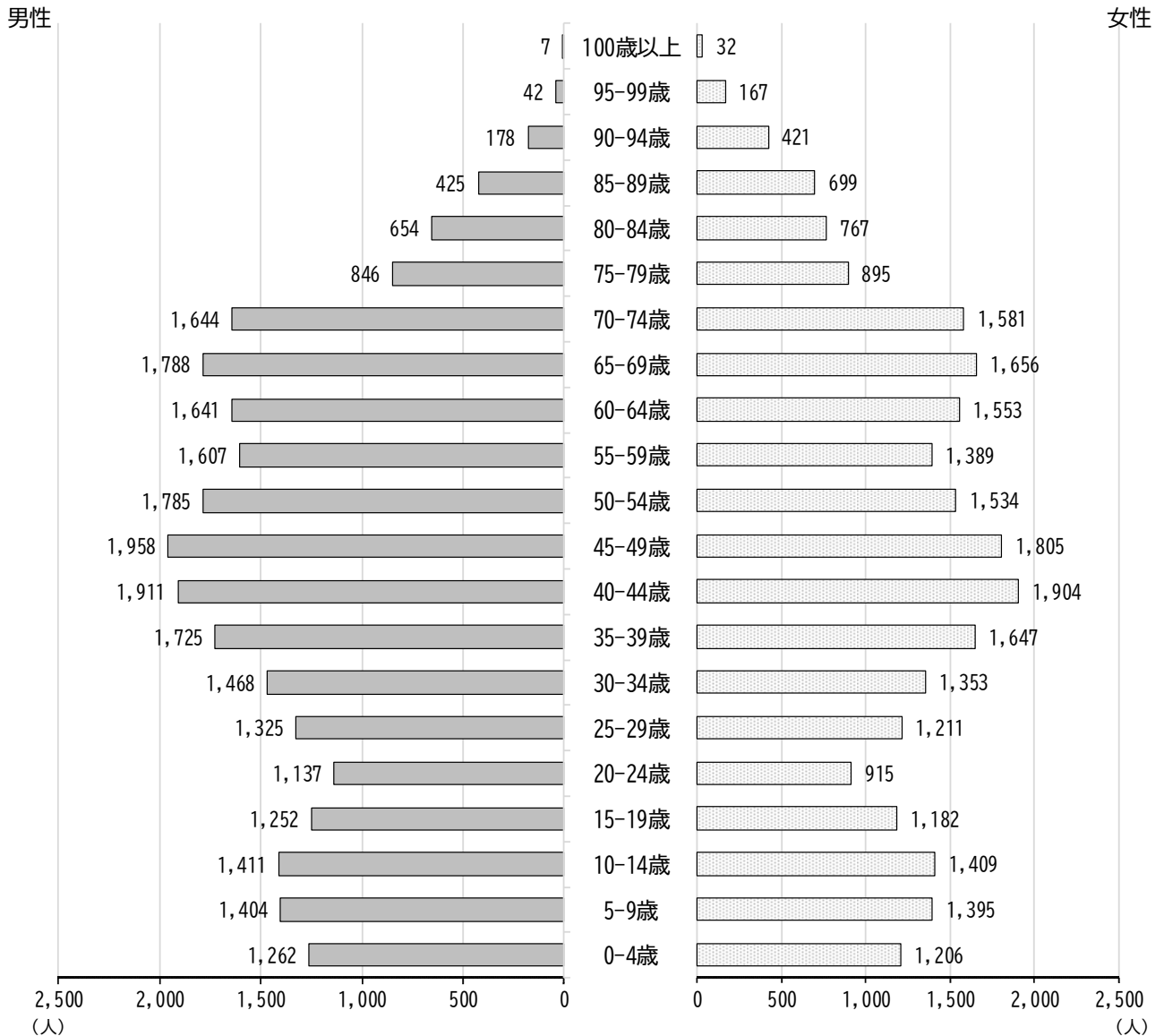
資料：住民基本台帳

■ 性別年齢3階層別人口（令和6年1月1日現在）

	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		総数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人口	4,077	4,010	15,809	14,493	5,584	6,218	25,470	24,721
構成比 (%)	50.4%	49.6%	52.2%	47.8%	47.3%	52.7%	50.7%	49.3%

資料：住民基本台帳

■ 人口ピラミッド（令和6年1月1日現在）



資料：住民基本台帳

(2) 男女別就業者数等

- 石垣市の令和2年の産業別総就業者数は19,447人となっており、うち男性10,558人、女性8,889人と、男性の就業者数が多くなっています。
- 産業別就業者数をみると、第1次産業、第2次産業の割合は女性に比べ男性の割合が高くなっています。また、女性の84.3%は第3次産業に従事しています。
- 対労働力人口比[※]は男性が57.5%、女性が47.8%となっています。
- 雇用形態別就業者数をみると、男性の53.2%が「正規の職員・従業員」であるのに対し、女性は38.9%となっており、女性の正規雇用の割合が低い状況にあります。なお、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が37.5%で、男性13.0%と比較すると高くなっています。

※対労働力人口比：満15歳以上の人口のうち、就業者・休業者・完全失業者が占める割合

■ 産業別就業者数（令和2年10月1日現在） ■ 雇用形態別就業者数（令和2年10月1日現在）

	男性	女性	総数
第1次産業	1,124	387	1,511
	10.6%	4.4%	7.8%
第2次産業	1,797	650	2,447
	17.0%	7.3%	12.6%
第3次産業	7,105	7,494	14,599
	67.3%	84.3%	75.1%
分類不能	532	358	890
	5.0%	4.0%	4.6%
総数	10,558	8,889	19,447
	100.0%	100.0%	100.0%
対労働力人口比	11,092	9,251	20,343
	57.5%	47.8%	52.6%

満15歳以上の人口：
38,654人（令和2年現在）

資料：国勢調査

	男性	女性	総数
正規の職員・従業員	5,613	3,461	9,074
	53.2%	38.9%	46.7%
労働者派遣事業所の 派遣社員	78	105	183
	0.7%	1.2%	0.9%
パート・アルバイト ・その他	1,372	3,331	4,703
	13.0%	37.5%	24.2%
役員	677	242	919
	6.4%	2.7%	4.7%
雇人のある業主	589	163	752
	5.6%	1.8%	3.9%
雇用のない業主	1,571	570	2,141
	14.9%	6.4%	11.0%
家族従業者	212	728	940
	2.0%	8.2%	4.8%
家庭内職者	4	32	36
	0.0%	0.4%	0.2%
従業上の地位「不詳」	442	257	699
	4.2%	2.9%	3.6%
総数	10,558	8,889	19,447
	100.0%	100.0%	100.0%

資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚

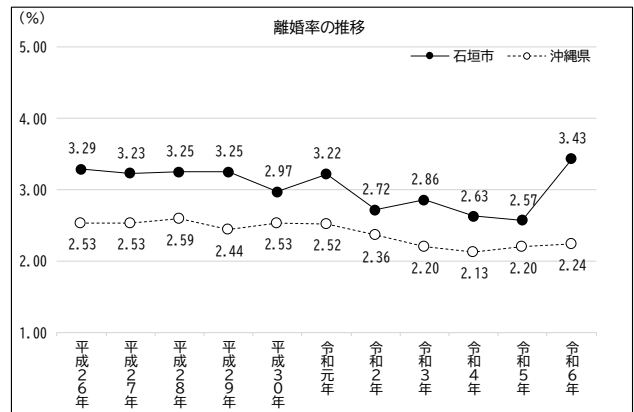
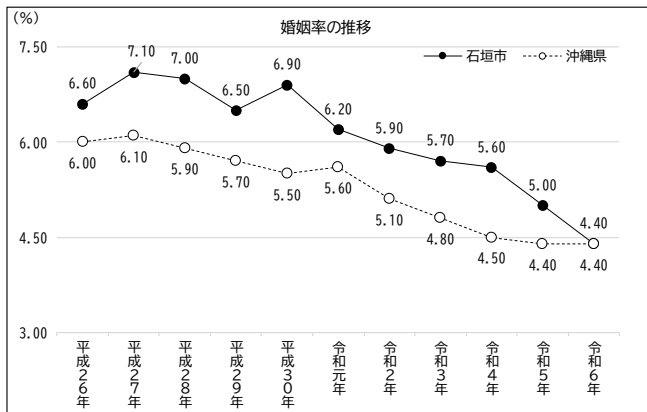
- 石垣市の婚姻件数は、平成27年の337件をピークに減少傾向で推移しており、令和6年には208件まで低下しています。婚姻率をみると、平成27年の7.10%から年々低下し、令和6年には沖縄県と同率の4.40%となっていますが、それ以外の年は沖縄県の婚姻率を上回っています。
- 離婚件数は、平成26年から令和5年までは120～150件程度で推移していましたが、令和6年には161件と増加しています。離婚率は、全期間を通じて沖縄県の値を上回っています。

■ 婚姻及び離婚の状況

			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
婚姻	石垣市	婚姻件数	312	337	329	311	328	297	277	268	266	237	208
		婚姻率	6.60	7.10	7.00	6.50	6.90	6.20	5.90	5.70	5.60	5.00	4.40
	沖縄県	婚姻率	6.00	6.10	5.90	5.70	5.50	5.60	5.10	4.80	4.50	4.40	4.40
離婚	石垣市	離婚件数	155	153	154	155	141	153	128	135	124	122	161
		離婚率	3.29	3.23	3.25	3.25	2.97	3.22	2.72	2.86	2.63	2.57	3.43
	沖縄県	離婚率	2.53	2.53	2.59	2.44	2.53	2.52	2.36	2.20	2.13	2.20	2.24

※婚姻率(単位%) = 年間婚姻届出件数/10月1日現在全人口×1000
 ※離婚率(単位%) = 年間離婚届出件数/10月1日現在全人口×1000

資料：沖縄県人口動態統計



資料：沖縄県人口動態統計

(4) 各分野における女性の進出状況

- 石垣市役所の女性管理職の在職状況についてみると、課長級以上の女性管理職は令和6年4月1日現在8名であり、管理職数に対する割合は12.9%となっています。沖縄県市部計（17.8%）、市町村合計（16.7%）と比べて、石垣市の女性管理職在職率は低い状況にあります。
- 令和2年度からの女性職員数及び割合の推移をみると、全職員に対する割合は33%～34%台、係長級に占める女性の割合は、令和2年から令和5年までは28%～29%台で推移し、令和6年には36.1%と上昇しています。
- 石垣市議会における女性議員の割合は令和6年4月1日現在18.2%となっており、沖縄県市部計（16.3%）や沖縄県市町村合計（14.0%）を上回っています。
- 石垣市の審議会等政策決定の場における女性の登用状況は令和6年4月1日現在26.9%となっており、沖縄県市部計（31.2%）や沖縄県市町村合計（29.5%）を下回っています。

■ 石垣市の女性職員数及び割合の推移（各年4月1日現在）

区分	全職員				係長級				管理職（課長級以上）			
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性の 割合 (%)	総数	女性 (人)	男性 (人)	女性の 割合 (%)	総数	女性 (人)	男性 (人)	女性の 割合 (%)
令和2年	561	190	371	33.9%	113	32	81	28.3%	60	7	53	11.7%
令和3年	555	190	365	34.2%	111	33	78	29.7%	61	8	53	13.1%
令和4年	551	190	361	34.5%	111	32	79	28.8%	59	10	49	16.9%
令和5年	545	186	359	34.1%	111	33	78	29.7%	59	9	50	15.3%
令和6年	543	189	354	34.8%	122	44	78	36.1%	62	8	54	12.9%

資料：総務課、令和6年度版市町村における男女共同参画の状況

■ 女性管理職の在職状況（令和6年4月1日現在）

	管理職の在職状況							
	計 (人)	うち一般行政職			計 (人)	うち一般行政職		
		女性 (人)	男性 (人)	女性の 割合 (%)		女性 (人)	男性 (人)	女性の 割合 (%)
石垣市	62	8	54	12.9%	55	8	47	14.5%
市部 計	1,002	178	824	17.8%	795	150	645	18.9%
市町村 合計	1,427	238	1,189	16.7%	1,193	208	985	17.4%

資料：令和6年度版市町村における男女共同参画の状況

■ 議会における女性議員の状況・審議会における女性の登用状況等（令和6年4月1日現在）

※「管理職」とは、本庁の課長及びこれに相当する職以上とする

	市町村議会				市町村審議会等			
	計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性の 割合 (%)	計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性の 割合 (%)
石垣市	22	4	18	18.2%	700	188	512	26.9%
市部 計	283	46	237	16.3%	6,250	1,949	4,301	31.2%
市町村 合計	629	88	541	14.0%	10,715	3,161	7,554	29.5%

資料：令和6年度版市町村における男女共同参画の状況

(5) 福祉等の状況

- 家庭児童相談室における相談種類別件数をみると、総相談件数は令和4年から令和5年にかけて大きく増加し、令和5年では1,400件を超えていますが、令和6年には減少しています。
- DV相談及び女性相談状況について、来所相談（新規）は、令和5年まではおおむね50～70件台で推移していましたが、令和6年に179件と大きく増加しています。再来（延）についても、年度による変動はあるものの、令和6年は267件と過去最高水準となっています。一方、電話相談は、令和2年に113回と多かったものの、その後は減少傾向にあり、令和6年には31回となっています。一時保護については、令和6年に1件発生しています。

■ 家庭児童相談室における相談種類別件数

	養護相談		保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談				その他相談	計
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相談 適正相談	適正相談	育児・しつけ相談		
平成30年度	127	32	2	1	0	1	0	2	85	59	310
令和元年度	201	82	0	0	0	0	3	3	34	39	362
令和2年度	231	260	0	0	0	0	3	20	41	68	623
令和3年度	235	275	0	3	0	0	5	6	24	139	687
令和4年度	110	628	2	1	0	2	80	1	1	435	1,260
令和5年度	249	776	0	2	0	0	88	47	8	352	1,467
令和6年度	130	192	0	2	10	7	50	4	5	150	550

資料：福祉事務所の概要
こども家庭課

■ DV相談及び女性相談状況

	来所相談		電話相談	一時保護
	新規	再来 (延)	受信 (延)	
平成30年度	78件	229件	73回	0
令和元年度	70件	154件	46回	0
令和2年度	47件	114件	113回	0
令和3年度	65件	47件	60回	0
令和4年度	75件	114件	33回	0
令和5年度	75件	114件	33回	0
令和6年度	179件	267件	31回	1

資料：福祉事務所の概要
こども家庭課

2. 第3次計画の達成状況

目標指標ごとの達成状況

項目	基準値 (H27年度)	中間値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度調査)	前回差分 (R2年度)	把握方法	
基本方針1. 男女共同参画社会の実現に向けた周知と意識啓発							
1	社会のあらゆる場面において、男女が「平等」と回答する市民の割合						アンケート調査
	①家庭生活	35.1%	39.1%	全項目 50%以上	38.9%	▲0.2	
	②職場	38.0%	38.6%		44.5%	5.9	
	③学校教育の場	57.4%	53.7%		45.4%	▲8.3	
	④地域活動・社会活動の場	34.1%	32.8%		30.5%	▲2.3	
	⑤政治の場	14.0%	11.2%		12.4%	1.2	
	⑥法律や制度の上	35.3%	31.7%		28.1%	▲3.6	
	⑦社会通念・慣習・しきたり など	13.8%	12.9%		11.4%	▲1.5	
	⑧社会全体	15.9%	13.7%		13.6%	▲0.1	
2	第3次「いしがきプラン」の認知度（「よく知っている」「少しは知っている」の割合）						アンケート調査
	市民	8.7%	6.7%	50%	7.0%	0.3	
	庁内	34.8%	23.7% (正職員 33.9% 会計年度任用職 員・その他： 12.4%)	100%	30.2%	6.5	
3	男女共同参画に関する言葉の認知度（中学生）（「知っている」「聞いたことがある」の割合）						アンケート調査
	男女共同参画社会		37.9%	50%以上	43.8%	5.9	
4	家庭での役割について、「男女が協力して」または「どちらでもよい」と回答する小・中学生の割合						アンケート調査
	家事について		小学生：	全項目 80% 以上	小学生：	小学生：	
			中学生：		中学生：	中学生：	
	子育てについて	小学生：	小学生：		小学生：		
中学生：		中学生：	中学生：				
お金を稼ぐことについて	小学生：	小学生：	小学生：				
	中学生：	中学生：	中学生：				
基本方針2. 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり							
5	審議会等、方針決定の場に占める女性委員の割合（地方自治法第202条の3及び規則に基づく審議会等）	26.6%	23.0%	35～65%	29.2%	6.2	平和協働推進課
6	市管理職（課長級以上）に占める女性の割合	9.5%	11.7%	20%	11.7%	0	総務課
7	市監督者（課長補佐・係長相当職）に占める女性の割合		28.3%	33%	37.0%	8.7	総務課

項目	基準値 (H27年度)	中間値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度調査)	前回差分 (R2年度)	把握方法	
基本方針3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり							
8	「人権の花運動」取り組み校数	1~2校/年	2校	2~3校/年	2校	0	平和協働推進課
基本方針4. 配偶者等からの暴力(DV)等やハラスメントの根絶に向けた取り組み							
9	身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する市民の割合	38.1%	24.4%	0%	34.2%	9.8	アンケート調査
10	DVに関する言葉の認知度(中学生) (「知っている」「聞いたことがある」の割合)						
	DV		86.3%	各項目 80% 以上	84.7%	▲1.6	アンケート調査
	デートDV		33.2%		38.7%	5.5	
セクシュアル・ハラスメントに当たると認識している市民の割合							
11	①性的冗談や質問、ひやかしなどの言葉をかけること	64.3%	72.9%	全項目 80% 以上	77.3%	4.4	アンケート調査
	②ヌードポスターや雑誌、性的ジェスチャーを見せたりしてからかうこと	68.0%	76.9%		78.8%	1.9	
	③接待や宴会の席で女性にお酌やデュエット、ダンスを強要すること	57.4%	62.5%		70.1%	7.6	
	④結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと	30.4%	35.1%		43.4%	8.3	
	⑤目につきやすい場所にヌードポスターやカレンダーなどを置いておくこと	53.9%	62.0%		71.4%	9.4	
	⑥身体をじろじろ見たり、容姿のことをすぐ話題にすること	67.6%	74.0%		80.9%	6.9	
	⑦「異性関係が派手だ」などと性的な噂を流すこと	71.3%	68.3%		70.9%	2.6	

第2章 計画の基本理念及び基本的な考え方（総論）

1. 基本理念

日本国憲法にうたわれる個人の尊重と男女平等の理念に基づき、石垣市においても、「石垣市男女共同参画計画（いしがきプラン）」の策定をはじめ、市民自らが主体となり「“みーどろん”(女)と“びぎどろん”(男)でつむぐ男女共同参画都市—いしがき宣言」を行うなど、市民とともに様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、家庭で、職場で、そして地域社会の中で、性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）、それらに基づく社会制度や慣行はいまなお根強く残っています。

また、配偶者等からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）に関する支援や多様な性の尊重、女性の職業生活における活躍促進や男性にとっての男女共同参画の位置づけ等、より一層の努力が求められています。

今日の社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、豊かで活力ある未来を築くためにも、すべての人が性別にかかわらず、人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められています。こうした背景を受け、本市においては、「**互いを尊重し だれもが個性と能力を発揮できる 安心のまち いしがき**」を基本理念とし、その実現に向け4つの基本方針のもと施策を展開していくこととします。

基本理念

互いを尊重し だれもが個性と能力を発揮できる
安心のまち いしがき

2. 基本方針

平成 21（2009）年度に制定した「石垣市男女共同参画推進条例」に掲げた7つの基本理念と本計画で推進する具体施策の柱となる基本方針の関係は以下のとおりとなっています。

		第4次石垣市男女共同参画計画 基本方針			
		(1) 誰もが尊重 される社会 づくりに向 けた周知と 意識啓発	(2) 誰もが個性 と能力を発 揮するため の意識と環 境づくり	(3) すべての市 民が安心し て暮らせる まちづくり	(4) 暴力の根絶 と困難な問 題を抱える 人への切れ 目のない支 援
石垣市男女共同参画推進条例 基本理念	1. 男女の人権の尊重			●	●
	2. 男女の性についての理解			●	
	3. 学校教育、あらゆる分野の教育の場における男女共同参画を実現するための配慮	●			
	4. 社会における制度や慣行についての配慮	●	●		
	5. 政策等の立案及び決定の場への共同参画		●		
	6. 家庭生活における活動と他の活動の両立				●
	7. 国際的取り組みとの連携・協調			●	

（1）誰もが尊重される社会づくりに向けた周知と意識啓発

誰もが、その個性と能力を十分に発揮し、自分らしく社会に参画できる環境を整えることは、持続可能な社会の形成に向けて重要です。しかしながら、こうした考え方の理念や目的、重要性について、依然として市民に十分浸透しているとは言えません。また、家庭や職場、地域等においては「男らしさ、女らしさ」といった固定的な役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が未だ根付いている様子がうかがえます。

こういった状況の中、誰もが互いを尊重し、多様な価値観を認め合える社会の実現に向けて、子どもも含めたあらゆる年代の市民に対して、その理念や目的、意義等の周知・啓発や固定的役割分担意識の見直しを進めていきます。

（2）誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり

誰もがその環境の中でいきいきと活力に満ちた生活を送るためには、一人ひとりの個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や、職業生活における活躍促進を含む女性のエンパワーメント推進等により、家庭や地域、職場といったあらゆる場面において、性別に捉われることなく互いの能力を発揮できる環境づくりを目指します。

（3）すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

市民が生涯を通して心豊かで安心した生活を送るためには、本人の健康はもちろん、相手の人権を尊重し、互いの身体的・性的差異を理解し合うとともに、多様な価値観を認め合って生きていくことが求められます。

そのため、性に配慮した健康支援や人権尊重の意識啓発等を進め、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合う社会の形成を目指します。

（4）暴力の根絶と困難な問題を抱える人への切れ目のない支援

配偶者等からの暴力（DV）や「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」などの各種ハラスメントは人権侵害であり、社会全体で取り組むべき課題です。

このような人権侵害やあらゆる暴力の根絶を目指し、その未然防止のための意識啓発や相談支援、被害者を支援機関へ適切につなぐ体制の構築・強化に取り組みます。併せて、困難な問題を抱える人が安心して生活を構築できるよう、関係機関や市民との連携・協働のもと、切れ目のない支援を進めていきます。

3. 施策体系

理念	基本方針	具体的施策の展開	
互いを尊重し だれもが個性と能力を 発揮できる 安心のまち いしがき	1. 誰もが尊重される社会づくりに向けた周知と意識啓発	(1) 多様な媒体や機会を活用した男女共同参画の周知・啓発	①広報いしがきや市ホームページ等を通じた啓発 ②男女共同参画広報誌「まるごー」の充実・活用 ③いしがきプラン及び男女共同参画推進条例の周知 ④様々な機会を通じた意識啓発の推進
		(2) 学校教育・社会教育等を通じた固定的性別役割分担意識の見直し	①学校教育を通じた男女共同参画意識の普及・啓発 ②幼児教育を通じた男女共同参画意識の普及・啓発 ③講座等を通じた男女共同参画の推進 ④各種団体との連携による男女共同参画の推進
	2. 誰もが個性と能力を 発揮するための意識と環境 づくり	(1) 家庭における男女共同参画の推進	①男性の家事・育児等への参加促進 ②育児休業・介護休業等の取得促進 ③育児や介護に係るサービス等の充実
		(2) 地域における男女共同参画の推進	①「いしがきプラン」地域推進委員会の活動促進 ②地域活動への参加促進
		(3) 職場における男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②労働環境の改善に向けた意識啓発 ③各種法制度等の周知 ④多様な人材の参加促進に向けた取り組みの推進 ⑤女性農業者の育成及び家族協定の普及促進
		(4) 女性のエンパワーメントの推進	①政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 ②女性リーダーの育成 ③女性団体ネットワークの拡充 ④女性が活躍できる環境づくり ⑤起業支援の充実
	3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり	(1) 互いの性に配慮した健康支援や性教育の推進	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 ②ライフステージに応じた健康支援の充実 ③発達段階に応じた性教育や性の悩み相談の実施 ④多様な性の尊重
		(2) 人権の尊重と多様な価値観を認め合う環境づくり	①人権尊重の意識啓発の推進 ②多文化共生と国際交流の推進
		(3) 平和な社会づくりへの貢献	①平和事業の推進 ②平和学習の推進
		(4) 防災にジェンダーの視点を取り入れた取り組みの推進	①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 ②女性の参画促進
	4. 暴力の根絶と困難な問題を抱える人への切れ目のない支援	(1) あらゆる暴力の防止に向けた取り組み	①DVや暴力、虐待等の防止に関する情報発信・啓発 ②DVや暴力、虐待等の防止に関する相談支援、関係機関との連携 ③DV等被害者の情報保護と被害者の生活の再構築や自立支援の充実 ④児童および、高齢者、障がい者等への暴力（虐待等）への適切な対応
		(2) あらゆるハラスメントの防止に向けた意識の浸透	①あらゆるハラスメント防止に向けた意識啓発 ②相談窓口の周知
(3) 困難な問題を抱える人への包括的な相談支援と自立支援		①ひとり親家庭等への生活支援 ②生活困窮者自立支援法に基づく施策 ③困難な問題を抱える人への支援体制の整備 ④困難な問題を抱える女性等への支援体制の整備	

第3章 施策の展開（各論）

基本方針 1. 誰もが尊重される社会づくりに向けた周知と意識啓発

（1）多様な媒体や機会を活用した男女共同参画の周知・啓発

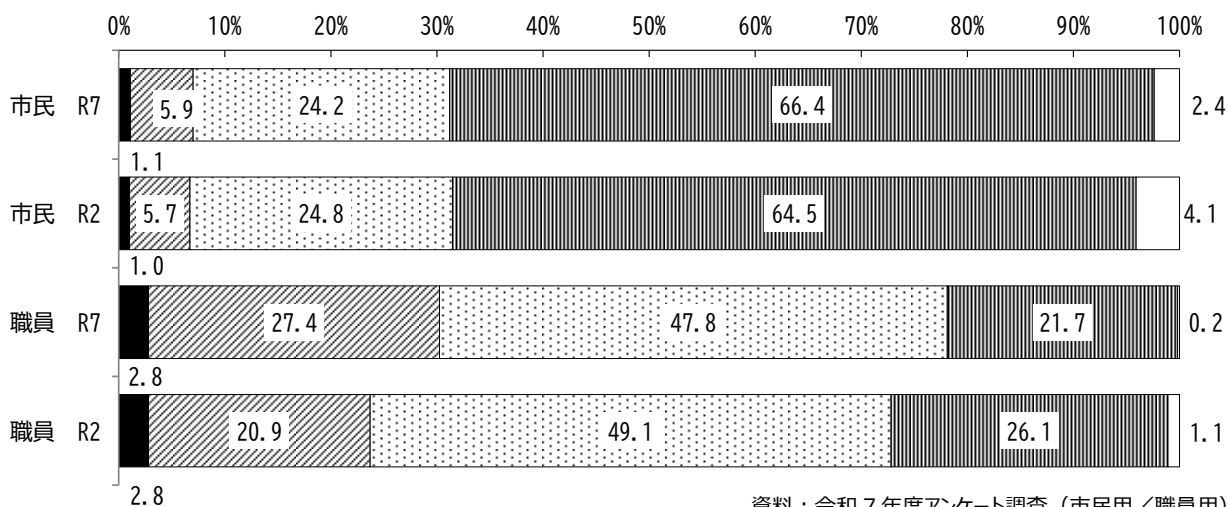
現状と課題

男女共同参画意識の啓発とあわせて条例や「いしがきプラン」の周知に取り組んできましたが、依然として6割以上の市民が「知らない」と回答しており、施策の内容や取り組みをはじめ、男女共同参画に関する意識が十分に浸透しておらず、市職員における計画の認知度も同様に、庁内全体に浸透しているとは言い難い状況です。所属部署や職務内容、経験年数等によって差が生じやすいことから、庁内への周知と職員の理解促進を図る必要があります。

男女共同参画の理念を実施するためには、市民一人ひとり、並びに地域団体や企業等がそれぞれの役割を認識し、意識の普及・啓発や周知、情報の共有等、それぞれの立場で行動に移していく必要があります。

【男女共同参画計画「いしがきプラン」の認知度（市民用／職員用）】

■ 内容も良く知っている ▨ 内容は少し知っている □ 聞いた事はあるが内容は知らない ▩ 知らない □ 無回答



資料：令和7年度アンケート調査（市民用／職員用）

具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① 広報いしがきや市ホームページ等を通じた啓発	企業・団体・市民・教育関係機関など広い範囲を対象に、男女共同参画や人権の尊重に関する講演会や講座などを実施します。	平和協働推進課
② 男女共同参画広報誌「まるざー」の充実・活用	本市の男女共同参画広報誌「まるざー」による、男女共同参画に関する動向等の掲載に努めるなど内容の充実を図ります。 また、イベントでの配布や公民館での掲示、講座におけるテキストとしての使用に加えて、広報いしがきと合わせた配布等の新たな周知方法も検討しつつ、広報誌「まるざー」の活用及び市民への普及・定着を図ります。	平和協働推進課
③ いしがきプラン及び男女共同参画推進条例の周知	いしがきプラン及び男女共同参画推進条例の周知及び普及・啓発を図り、市民や企業等が各々の責務や役割をきちんと理解・意識し、男女共同参画社会の実現に向けて行動するまちづくりを進めます。 また、市役所が男女共同参画に向けた取り組みを先導していくよう、庁内への周知を徹底し、職員の理解促進を図ります。	平和協働推進課 総務課
④ 様々な機会を通じた意識啓発の推進	男女共同参画週間における標語や川柳等の募集やパネル展の開催、女性団体ネットワーク主催の「まるざーフェスティバル」における啓発活動等、様々な機会を通して、市民へ周知し、男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。 また、性別に基づく無意識の思い込みに気づくために、性別による固定観念にとらわれない表現に努めます。	平和協働推進課

（2）学校教育・社会教育等を通じた固定的性別役割分担意識の見直し

現状と課題

社会の各場面における平等感をみると、『平等』と考える市民が4割を超えるのは『学校教育の場』『職場』であり、5年前と比較すると『職場』では割合は高まっているものの、『学校教育の場』では低下しており、全国調査に比べて低い状況です。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会などの様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成されやすいため、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないようにし、家庭や学校において男女平等意識を形成していく教育の場面においても、性別にとらわれず希望する進路を選択できるよう、キャリア教育の充実等を推進することが重要です。

【社会の各場面における男女の地位の平等について（市民用）】

		全体	男性の方が優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない	無回答
①家庭生活で	前々回（H27）	(n=484)	13.4	39.3	35.1	5.4	0.8	4.5	1.4
	前回（R2）	(n=723)	12.4	35.4	39.1	3.3	0.8	7.3	1.5
	今回（R7）	(n=740)	11.1	31.6	38.9	4.6	1.4	11.6	0.8
	全国（R6）	(n=2,673)	9.3	51.4	30	7.8	1.2	0	0.3
②職場で	前々回（H27）	(n=484)	12.4	31.2	38.0	5.8	2.1	8.9	1.7
	前回（R2）	(n=723)	11.8	31.1	38.6	6.1	1.9	8.2	2.4
	今回（R7）	(n=740)	8.6	25.3	44.5	6.2	1.2	12.8	1.4
	全国（R6）	(n=2,673)	14.2	49.6	25.8	8.1	1.1	0	1.2
③学校教育の場で	前々回（H27）	(n=484)	2.7	13.0	57.4	3.5	0.8	19.8	2.7
	前回（R2）	(n=723)	1.8	12.6	53.7	2.4	0.3	24.5	4.8
	今回（R7）	(n=740)	3.5	10.8	45.4	2.4	0.4	34.6	2.8
	全国（R6）	(n=2,673)	2.4	19.5	70.4	5.6	0.4	0	1.6
④地域活動・社会活動の場で	前々回（H27）	(n=484)	8.7	38.4	34.1	3.7	1.2	12.2	1.7
	前回（R2）	(n=723)	8.9	34.2	32.8	3.3	0.8	17.3	2.8
	今回（R7）	(n=740)	11.2	31.9	30.5	4.5	0.5	19.5	1.9
	全国（R6）	(n=2,673)	8.8	38.2	40.3	9.3	1.2	0	2.2
⑤政治の場で	前々回（H27）	(n=484)	32.6	40.9	14.0	1.4	0.2	9.9	0.8
	前回（R2）	(n=723)	37.9	38.2	11.2	1.1	0.1	9.5	1.9
	今回（R7）	(n=740)	33.2	38.2	12.4	1.1	0.4	12.8	1.8
	全国（R6）	(n=2,673)	44.1	43.8	9.4	1.9	0.3	0	0.6
⑥法律や制度の上で	前々回（H27）	(n=484)	12.8	29.3	35.3	7.9	1.2	11.8	1.7
	前回（R2）	(n=723)	13.3	28.8	31.7	6.8	0.7	16.2	2.6
	今回（R7）	(n=740)	14.1	29.3	28.1	5.5	2.0	19.5	1.5
	全国（R6）	(n=2,673)	11.4	38.9	38.2	8.9	1.9	0	0.6
⑦社会通念・慣習・しきたりなどで	前々回（H27）	(n=484)	29.1	46.9	13.8	3.3	0.2	5.8	0.8
	前回（R2）	(n=723)	28.1	44.5	12.9	1.9	0.3	10.4	1.9
	今回（R7）	(n=740)	30.0	43.8	11.4	2.0	0.4	10.8	1.6
	全国（R6）	(n=2,673)	21.2	57	16.3	3.4	0.5	0	1.6
⑧社会全体でみた場合	前々回（H27）	(n=484)	15.5	57.2	15.9	2.9	0.8	6.6	1.0
	前回（R2）	(n=723)	18.3	51.6	13.7	3.3	0.6	10.4	2.2
	今回（R7）	(n=740)	18.4	50.7	13.6	4.5	0.7	11.2	0.9
	全国（R6）	(n=2,673)	11.9	62.8	16.7	6.1	0.7	0	1.7

資料：令和7年度アンケート調査（市民用）

具体的施策の展開

①	施策	施策の内容	所管課
①	学校教育を通じた男女共同参画意識の普及・啓発	男女がお互いを尊重し合い、平等に扱われることが当然であるという前提のもと、道徳や総合的な学習の時間、特別活動の時間等において男女共同参画や人権等に関する学習や、キャリア教育等を実施します。	学校教育課 平和協働推進課
②	幼児教育を通じた男女共同参画意識の普及・啓発	幼少期から様々な人とふれあう中で男女共同参画意識の涵養が図られるよう、そのための取り組みの一環として、幼児教育現場（幼稚園・保育所等）への性別にとられない職員採用と人材配置に取り組みます。	総務課 子育て支援課
③	講座等を通じた男女共同参画の推進	地域の社会教育団体等と連携して、子育て期をはじめ、青年期、壮年期、高齢期等のライフステージに合わせた生涯学習機会の確保と性別や年齢等の対象（ターゲット）を絞った講座やフォーラムの開催等による男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。幅広い市民に講座等を受講していただけるよう、参加促進策を検討していきます。	平和協働推進課 いきいき学び課
④	各種団体との連携による男女共同参画の推進	女性関係団体および、PTA 連合会等、地域をはじめ、島外を結ぶ多様なネットワークでつながり、活動している各種団体との連携強化や、各団体同士の交流、若い世代の参加促進に努め、男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。	平和協働推進課 商工振興課

基本方針 2. 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり

（1）家庭における男女共同参画の推進

現状と課題

アンケート調査（市民用）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」とする固定的な性別役割分担意識については、市民調査では賛成の合計（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）が15.4%、反対の合計（「どちらかといえば反対」+「反対」）が63.4%となっています。一方、全国調査では賛成の合計が33.1%、反対の合計が64.8%であり、本市は全国と比べて賛成の割合が低い傾向にあります。その理由については「固定的な役割分担意識を押し付けるべきではない」という理念的な考えよりも「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから」という理由が全国よりも高くなっていることから、家庭生活における平等意識は低く、現実的な生活実態に基づくものとうかがえます。

さらに、家庭内における様々な役割について、男女が同程度ずつ分担することが理想的と考える人が多くなっていますが、現実には家事や育児、介護等は主に女性が担っており、一日あたりの実施時間からもこれらの役割については女性の負担が大きいことがわかります。

このような家庭の役割における男女差を解消し、男女が共に家庭における様々な役割を担っていけるよう、男女に対する意識啓発をはじめ、家庭生活を支えるための育児・介護等に係るサービスの充実等を図ることが必要です。

【夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考えについて（市民用）】

（上段：実数、下段：割合）

		賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答
全体		740	22	92	181	288	140
		100.0	3.0	12.4	24.5	38.9	18.9
性別	男性	293	15	43	76	90	60
		100.0	5.1	14.7	25.9	30.7	20.5
女性		447	7	49	105	198	80
		100.0	1.6	11.0	23.5	44.3	17.9
年齢	20歳代	102	3	9	24	42	23
		100.0	2.9	8.8	23.5	41.2	22.5
	30歳代	112	6	17	19	48	21
		100.0	5.4	15.2	17.0	42.9	18.8
	40歳代	152	1	20	37	50	41
		100.0	0.7	13.2	24.3	32.9	27.0
50歳代	165	2	17	44	71	28	
	100.0	1.2	10.3	26.7	43.0	17.0	
60歳代	209	10	29	57	77	27	
	100.0	4.8	13.9	27.3	36.8	12.9	

資料：令和7年度アンケート調査（市民用）

具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① 男性の家事・育児等への参加促進	<p>様々な情報媒体の活用による情報発信や両親学級、各種健診等の機会を通して、子育てにおける父親の重要性や家事・育児等への参画を促します。</p> <p>また、子どものごころから家事・育児等への意識付けを行うため、学校教育等を通じた意識啓発に努めます。</p>	平和協働推進課 子育て支援課 健康福祉センター 学校教育課
② 育児休業・介護休業等の取得促進	<p>男女がともに家事や育児等に積極的に参加できるよう、育児休業・介護休業等の取得促進を図ります。また、先進事例の情報発信等により、とりわけ取得率の低い男性への意識啓発に積極的に取り組みます。</p>	平和協働推進課 総務課
③ 育児や介護に係るサービス等の充実	<p>男女がともに安心して社会へ参画できるよう、「石垣市子ども・子育て支援事業計画」や「21 パールプランいしがき（石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、育児や介護に係るサービス等の充実を図り、保育所待機児童のいない環境づくりや家族介護負担の軽減等に努めます。</p>	子育て支援課 介護長寿課

（2）地域における男女共同参画の推進

現状と課題

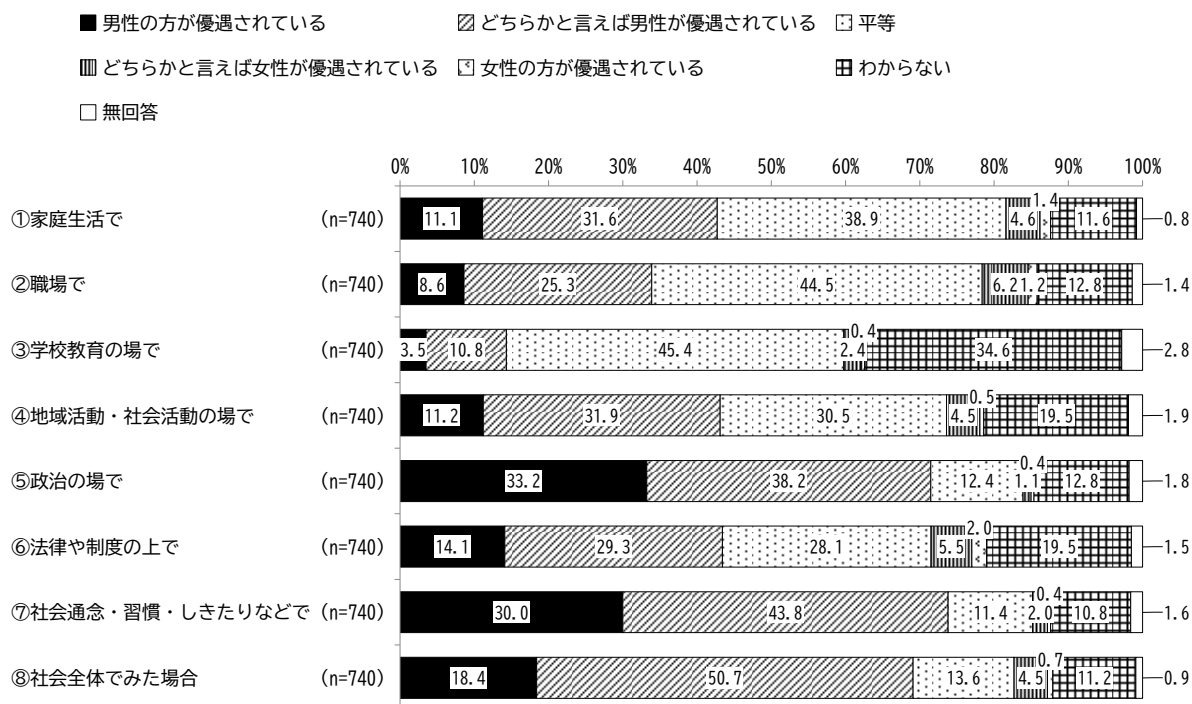
アンケート調査（市民用）では、地域活動・社会活動の場において「男性のほうが優遇されている」と感じている層が一定数みられるとともに、経年比較では「わからない」と回答する割合が高まっています。（経年数値はp22 参照）これは、地域活動への参加機会の減少や関与の低下により、実態を把握できていない層が増加している可能性を示しています。

こうした状況を背景に、地域活動においては担い手の高齢化や役員の固定化、後継者不足が進み、特定の世代に負担が集中していることが課題となっています。

このため、若年層や子育て世代を含むあらゆる年代が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、多様な人材の参画を促進する仕組みづくりや参加形態の工夫など、地域の実情に応じた方策について検討を進めていく必要があります。

本市では、本計画に基づき、地域における男女共同参画を推進するため、「『いしがきプラン』地域推進委員会」を設置しており、今後も当委員会の活動促進を図るとともに、地域の様々な関係機関・団体等において男女共同参画が推進されるよう、働きかけていくことが必要です。

【男女の地位の平等感（市民用）】



資料：令和7年度アンケート調査（市民用）

具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① 「いしがきプラン」地域推進委員会の活動促進	「いしがきプラン」の効果的な推進を図るため、意見交換や情報共有、地域における男女共同参画推進体制の構築等を目的に設置された「いしがきプラン」地域推進委員会の活動促進に向け、他地域の取り組みの紹介や研修機会の確保等に取り組みます。	平和協働推進課
② 地域活動への参加促進	地域課題の解決等を図るため、性別、年代を問わず様々な地域活動への参加を促します。 また、多様な媒体の活用や講座の開催等を通して、字会をはじめとする各種地域団体の方針決定の場等への女性の参画を促します。	いきいき学び課 平和協働推進課

（3）職場における男女共同参画の推進

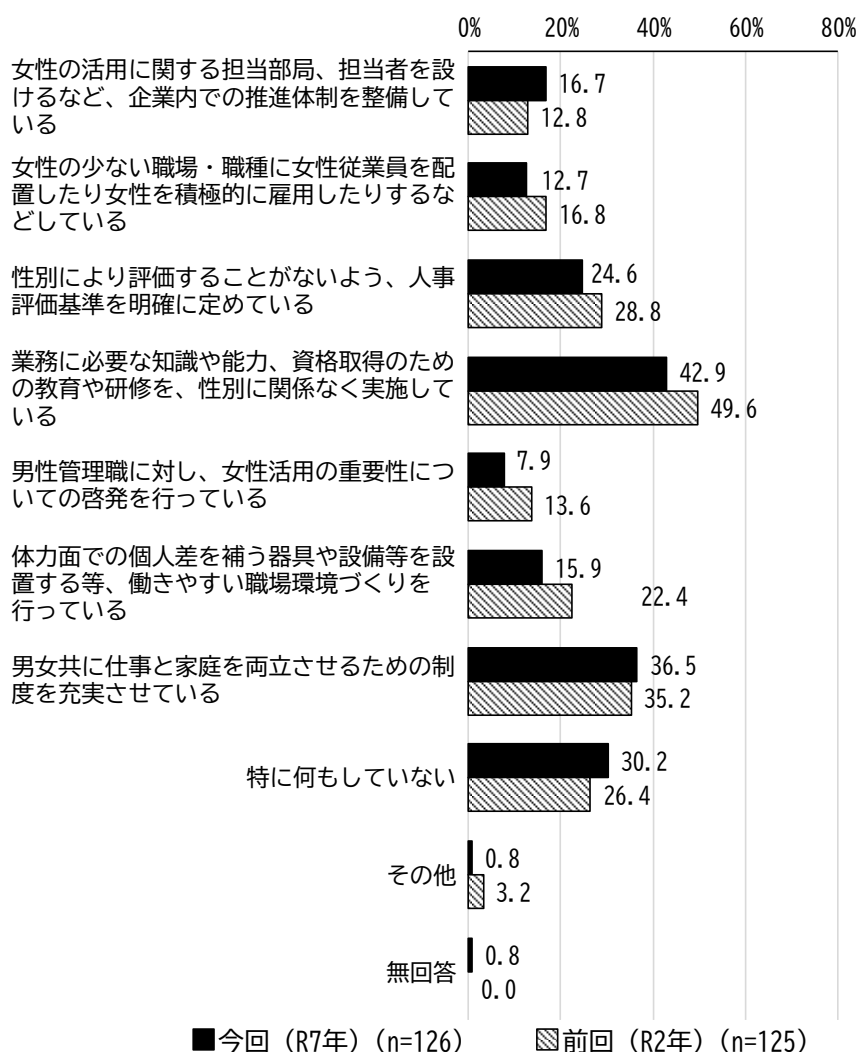
現状と課題

近年、女性活躍推進法や働き方改革関連法等による、長時間労働の見直し等により男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりや、職場における男女共同参画の取り組みが進められています。

アンケート調査（事業所）をみると、本市内の事業所において、男女共同参画社会実現に向けた必要な取り組みとして「特になにもしていない」と回答する事業所の割合が増加しています。これは、取り組みが一定程度定着している可能性がある一方で、男女共同参画に関する取り組みが十分に意識されていない可能性も考えられ、今後も事業所の実態に応じた周知や支援のあり方について検討が必要です。

また、性別やライフステージにかかわらず希望する働き方を実現できるよう、市内企業等と連携して職場環境の整備を進める必要があります。また、女性活躍推進法が令和 18（2036）年度まで延長されたことを踏まえ、国の制度と連動しながら取り組みを推進することが必要です。

【男女平等に働ける職場の環境づくり（事業所用）】



資料：令和7年度アンケート調査（事業所用）

具体的施策の展開

①	ワーク・ライフ・バランスの推進	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、一方で子育てや介護等の家庭の時間、地域活動など生活面での充実を両立することを旨とするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発に取り組みます。	平和協働推進課 子育て支援課 総務課
②	労働環境の改善に向けた意識啓発	男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、商工会等の関係団体と連携しながら、長時間労働の是正や各種休業制度の周知等の労働環境の改善に向けた意識啓発を図ります。	商工振興課
③	各種法制度等の周知	男女雇用機会均等法や労働基準法、育児休業・介護休業制度等の法制度の周知を図ります。女性活躍推進法について、同法に基づく一般事業主行動計画の内容も含め、広く周知を図ります。	商工振興課 平和協働推進課 総務課
④	多様な人材の参加促進に向けた取り組みの推進	ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の積極的雇用をはじめ、職域拡大や管理職への登用等に積極的に取り組んでいる企業の紹介・表彰等を行うことにより、企業の積極的な取り組みを促進します。また、他自治体で導入されている企業等の取り組みを促進するための制度等について、調査・研究を行っていきます。	商工振興課
⑤	女性農業者の育成及び家族協定の普及促進	女性が農業分野で活躍できる環境の整備を促進するとともに「我が家のドリームマップ（家族経営協定書）」の周知及び締結支援を図り、経営主、配偶者、後継者が一体となって責任ある経営への参画を通じて、目標実現に向けた農業経営と健康で明るい家庭作りを目指します。	農政経済課

（４）女性のエンパワーメントの推進

現状と課題

女性が活躍しやすい社会をつかっていくためには、女性の視点からの政策形成や活躍しやすい環境づくり、支援策の充実等を進めていく必要があります。

令和2（2020）年に、本市は内閣府により「SDGs 未来都市」に選定され、「石垣市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。これを踏まえ、「第3次石垣市男女共同参画計画（改定版）～いしがきプラン～」ではSDGsの視点から令和12（2030）年の将来像と優先目標（ゴール）を定め、様々な取り組みをけん引するリーダーの育成を行ってまいりました。

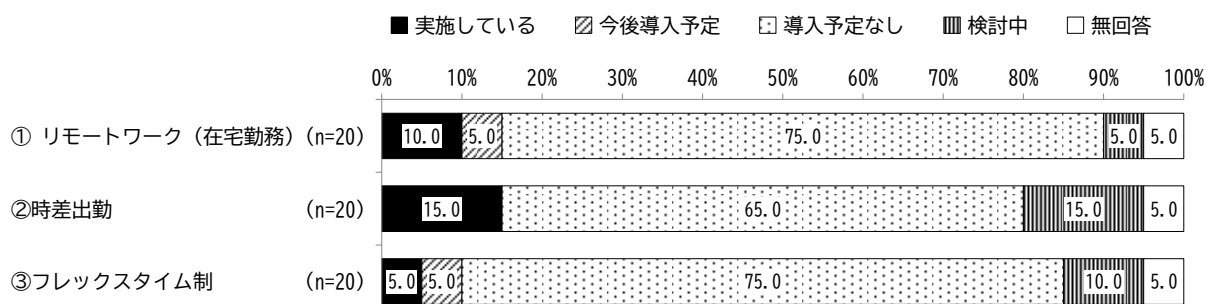
本市では、本計画において、市管理職（課長級以上）に占める女性の割合を令和7年度までに20%とすることを目標としていますが、令和7年度現在11.7%と未達成の状況です。一方、市監督者（課長補佐・係長相当職）に占める女性の割合は、令和7年度までに33%とする目標に対し、同年度現在37.0%となっており、達成しています。（p14 参照）

しかしながら、アンケート調査結果（市職員用）をみると、管理職を希望しない理由として「仕事と家庭等の両立が難しくなる」については、男性より女性の割合が高く家庭と仕事の両立に対する不安や負担感が課題となっている状況がうかがえます。

また、一人ひとりのライフコースと家族形態が変化・多様化している中で、本市の女性労働形態は、5年前よりも正規職員の割合は高まっているものの、不安定な非正規雇用が男性に比べて多い状況であることから、女性の経済的自立を可能とする環境整備が必要です。

国においては、女性の経済的自立に向けて、「女性デジタル人材育成」の推進が打ち出され、女性のデジタルスキルの向上と就労支援が求められています。また、アンケート調査（市民用）では、女性が仕事を続けていくために「フレックスタイム制」など柔軟な働き方の導入が望まれています。アンケート調査（事業所用）では、「リモートワーク」や「フレックスタイム制度」などを導入している企業が少ない状況です。今後導入予定なしの事業所は6～8割ほどであることから、企業における柔軟な働き方の促進や、女性の柔軟な働き方を可能にする支援の検討が必要です。

【多様な働き方の導入状況（事業所用）】



資料：令和7年度アンケート調査（事業所用）

具体的施策の展開

①	政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	市の政策や方針決定のために開催される審議会や委員会等において、男女の多角的な視点をまちづくり等へ反映させていくため、女性委員の積極的登用により、ジェンダーバランスのとれた委員構成となるよう、庁内関係課で取り組みます。市民や各団体等への意識啓発により、政策や方針決定の場への女性の積極的な参加を促します。	平和協働推進課 関係課
②	女性リーダーの育成	女性が活躍する社会をけん引するリーダーを育成するため、女性団体への派遣支援をはじめ、多くの人に参加できるよう、市内における研修機会の確保等に努めます。また、研修を受けた市民や各団体の構成員等がその成果を発揮できるような活躍の場の確保に努めます。庁内において引き続き女性リーダー研修への派遣等を行い、政策形成への多角的視点の確保や市の男女共同参画施策をけん引するリーダー育成を図ります。	平和協働推進課 総務課
③	女性団体ネットワークの拡充	石垣市女性団体ネットワーク会議をはじめ、「いしがきプラン」地域推進委員会、多様な団体の横のつながりを促進します。各団体の活動充実を支援するため、研修プログラムの充実等に取り組みます。	平和協働推進課
④	女性が活躍できる環境づくり	働く女性や再就職を希望する女性のために、女性の就業支援やスキル・キャリアアップの支援を検討します。また、多様で柔軟な働き方が選択できる労働環境の整備を促進します。	平和協働推進課 商工振興課
⑤	起業支援の充実	「石垣市創業支援等事業計画」に基づき、商工会等と連携し、女性を含めた市民への起業支援等に取り組み、経済的自立や雇用の創出を促します。	商工振興課

基本方針3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

（1）互いの性に配慮した健康支援や性教育の推進

現状と課題

生涯を通して健康でいきいきと暮らすことは、すべての市民の願いであり、そのためには多くの人が互いの身体的・性的差異を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが求められます。市民一人ひとりが心と身体の健康について正確な知識・情報入手し、生涯を通して健康を享受できるようにすることが大切です。

特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることで、ライフサイクルを通して、男性とは異なる健康等への配慮が必要となります。

沖縄県は若年出産も多く、女性の重要な権利のひとつとして認識されている、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に基づいた取り組みの重要性が高まっています。本市としても、若年期の妊娠・出産に伴う学業や就労、育児への影響も考慮し、相談しやすい環境づくりや関係機関と連携した支援のあり方について検討していく必要があります。

また、性の多様性の尊重に関しても、すべての市民が暮らしやすい社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

アンケート調査（市民用）による性の多様性に関する考えでは、「認める必要がある」や「理解に努めようと思う」が4割を占め、肯定的な意見がある一方で、年代が上がるにつれて否定的な意見も見られ、若い世代との価値観とは乖離があり、今後は高齢世代が意識をもって性の多様性を受け入れられる社会づくりが必要です。

【性の多様性の考え（市民用）】

（上段：実数、下段：割合）

	n	性的少数者を性の多様性として認める必要がある								
		理解に努めようと思う	理解に努めようと思う	理解に努めようと思う	理解に努めようと思う	理解に努めようと思う	理解に努めようと思う	理解に努めようと思う	理解に努めようと思う	理解に努めようと思う
全体	740	315	312	199	254	68	50	17	27	
	100.0	42.6	42.2	26.9	34.3	9.2	6.8	2.3	3.6	
性別	男性	293	107	125	68	102	32	26	7	15
	100.0	36.5	42.7	23.2	34.8	10.9	8.9	2.4	5.1	
女性	447	208	187	131	152	36	24	10	12	
	100.0	46.5	41.8	29.3	34.0	8.1	5.4	2.2	2.7	
年齢	20歳代	102	44	37	35	33	4	8	1	3
	100.0	43.1	36.3	34.3	32.4	3.9	7.8	1.0	2.9	
	30歳代	112	36	44	34	45	10	3	1	1
	100.0	32.1	39.3	30.4	40.2	8.9	2.7	0.9	0.9	
	40歳代	152	84	73	42	54	12	5	6	2
	100.0	55.3	48.0	27.6	35.5	7.9	3.3	3.9	1.3	
50歳代	165	66	76	42	40	15	10	4	6	
100.0	40.0	46.1	25.5	24.2	9.1	6.1	2.4	3.6		
60歳代	209	85	82	46	82	27	24	5	15	
100.0	40.7	39.2	22.0	39.2	12.9	11.5	2.4	7.2		

資料：令和7年度アンケート調査（市民用）

具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透	市ホームページや広報誌「まるぞー」、SNS等の情報媒体の活用をはじめ、両親学級や健康相談など、女性の健康等について周知する機会を通し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透を図ります。	平和協働推進課 子育て支援課 健康福祉センター 学校教育課
② ライフステージに応じた健康支援の充実	「健康いしがき21プラン」や「母子保健計画」等に基づき、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行います。	こども家庭課 学校教育課 健康福祉センター
③ 発達段階に応じた性教育や性の悩み相談の実施	子どもたちがその発達段階に応じて、性に対する知識や生命を尊重する心を育むための学習機会の確保を推進します。 また、スクールカウンセリングや健康相談等を通して、性の悩みや心身の相談への対応を図ります。	こども家庭課 学校教育課 健康福祉センター
④ 多様な性の尊重	性の多様性への理解を深め、偏見や差別のない石垣市を目指して、多様な情報媒体や機会を通して意識啓発を図ります。 学校教育においても、多様な性の尊重も含めた、様々な偏見や差別のない多様性を認め合う社会の大切さについて啓発していきます。	平和協働推進課 学校教育課

（2）人権の尊重と多様な価値観を認め合う環境づくり

現状と課題

人権の尊重は、男女共同参画社会の実現の基盤であり、すべての人が性別、年齢、国籍、文化的背景等にかかわらず尊厳をもって生きるための根幹となるものです。その意識の定着に向け、幼少期からの教育や、多様な媒体を活用した継続的な啓発の取り組みを進めていく必要があります。

本市では、子どもたちが花の種子や球根を協力して育てることを通して、生命の尊さや思いやりの心を育むことを目的とした「人権の花」運動を実施しており、今後も体験型の取り組みを通じた人権教育の充実を図っていきます。

また、多様な価値観を認め合い、性別、人種、文化、風習等を互いに尊重することは、人権の尊重をはじめ、様々な交流を生み出し、グローバルな視点を養うことにもつながります。

本市は台湾など近隣諸国との交流を経て、特有の文化や産業等を発展させてきた歴史を有している地域特性を踏まえ、歴史・文化の継承や市内在住外国人等との交流を行うことで、多様な価値観への理解を深めていく必要があります。

関係団体への支援をはじめ、姉妹都市である米国カウアイ郡や台湾蘇澳鎮との交流を通じて、グローバルな視点を持つ人材の育成に今後も取り組むとともに、市内在住外国人への対応も含めた多文化共生のあり方について検討を進めていきます。

具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① 人権尊重の意識啓発の推進	「人権の花」運動を通じた人権尊重思想の育成や、広報いしがき、広報誌「まるごー」等多様な媒体を活用した意識啓発や講座・講演会の開催等を検討し、人権尊重の意識啓発を図ります。また、道徳の時間や総合的な学習の時間の活用等、学校教育を通して人権教育を推進します。	学校教育課 平和協働推進課
② 多文化共生と国際交流の推進	関係団体への支援をはじめ、姉妹都市の米国カウアイ郡及び、台湾蘇澳鎮との交流を通じて、異なる文化背景を持った人々と市民や児童生徒が交流する機会の創出を図ります。また、市内在住外国人との交流機会の創出や市政情報の多言語化等、多文化共生のまちづくりに向けて検討を進めます。	平和協働推進課

（3）平和な社会づくりへの貢献

現状と課題

男女共同参画社会の前提には、個人としての尊厳を重んじる人権尊重がありますが、その人権を脅かす最たるものが「戦争」です。本県においては、先の第二次世界大戦において甚大な被害を受け、女性や子どもも巻き込み多くの生命が犠牲となりました。このような悲しい歴史を繰り返さぬよう、過去の経験を教訓に、後世へつながる平和な社会づくりを目指していく必要があります。

本市においては、平和を考えるフォーラムや戦跡巡りをはじめ、慰霊の日における八重山戦争マリア犠牲者追悼式や全戦没者追悼式、世界平和の鐘の鐘打式の開催等により、市民へ平和について考える機会の提供や意識の高揚を図ってきました。

一方で、これらの平和事業参加者の減少等が課題となっており、今一度、平和や個々の命の尊厳について考える機会の創出を図っていく必要があります。

また、平和都市宣言を行っている本市として、国際社会との協調及び貢献につながる世界的な潮流や、時代に即した取り組み・情報について広く周知を図っていきます。

さらに、児童生徒に対しては、原爆の犠牲となった広島、長崎への派遣や平和を考える作文・絵画コンクールの実施、6月の平和月間における各学校での平和集会の開催など、平和学習に取り組んでいますが、戦争体験者の減少に伴い新しい平和教育が求められていることから、各学校の平和教育計画に基づき、道徳や慰霊の日の特設授業等を通して平和教育を推進するとともに、各学校の実情に応じた新たな平和教育の取り組みを進めていきます。

具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① 平和事業の推進	平和を考える講演会等の開催や、慰霊祭等を継続実施し、市民の平和を希求する意識の高揚を図ります。	平和協働推進課
② 平和学習の推進	小中高校生の広島・長崎への派遣や平和を考える作文・絵画コンクールの実施をはじめ、小・中学校の道徳や特別活動の時間、慰霊の日・特設授業等を通して、平和学習を推進します。	平和協働推進課 学校教育課

（４）防災にジェンダーの視点を取り入れた取り組みの推進

現状と課題

近年、大規模地震や予想を超える規模の水害等様々な災害が発生しており、四方を海に囲まれた本市において防災対策は重要な課題となっています。

大規模災害の発生時には、女性や子ども等がより多くの影響を受けることが指摘されていることから、男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対策の推進が求められています。

このため、防災施策の企画・立案段階から女性の参画を拡大するとともに、避難所運営においては、プライバシーの確保、授乳・更衣スペースの整備、衛生環境への配慮など、多様なニーズに対応した受入体制の整備を進める必要があります。

併せて、地域防災訓練や地域防災計画の策定・見直しの場においてもジェンダーの視点を取り入れ、平時から市民、関係機関、地域団体等と連携した防災体制の構築を図ることが重要です。

具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	男女共同参画の視点を踏まえて多様な立場の視点を取り入れ、地域防災計画を踏まえた防災体制の構築を進めます。	防災危機管理課 消防本部
② 女性の参画促進	防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。	防災危機管理課 消防本部

基本方針 4. 暴力の根絶と困難な問題を抱える人への切れ目のない支援

（1）あらゆる暴力の防止に向けた取り組み

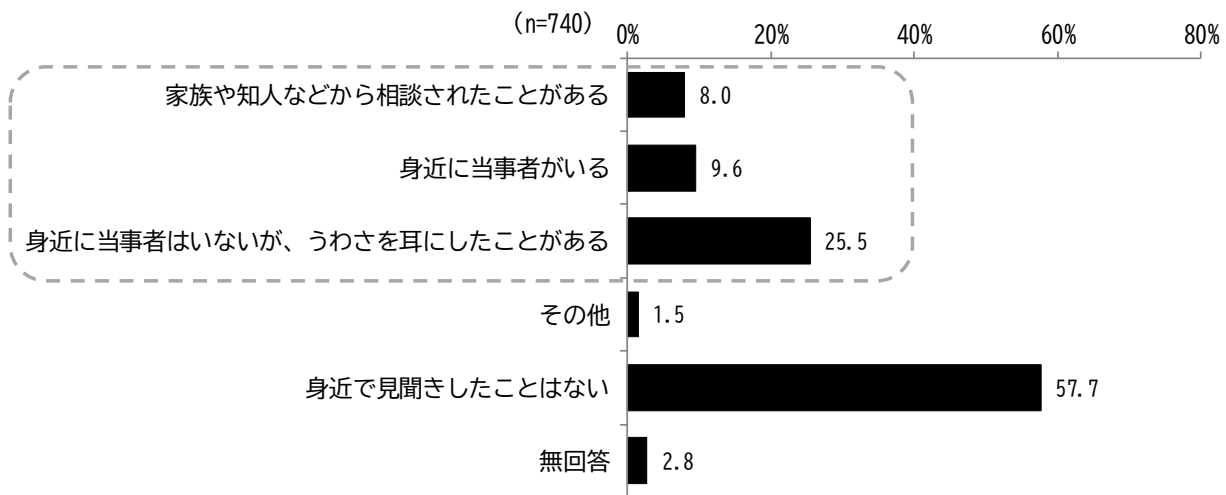
現状と課題

配偶者に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント、性暴力・性犯罪などで男性が被害者になる場合もありますが、被害者の多くは女性です。

本市では DV 等を含む女性相談や児童相談等の相談対応をはじめ、八重山配偶者暴力相談支援センター（八重山福祉事務所）、沖縄県女性相談所と連携した被害者支援及び一時保護等に努めていますが、依然として DV 等が発生しています。アンケート調査（市民用）をみると、市民の4割強（43.1%）が DV を身近で見聞きしたことがあると回答し、身近で見聞きした後の対応として3割強の人が「何もできなかった」と回答しています。この割合は、5年前の2割強から高まっており、その背景として DV に対する認知が進んだことで「見聞きした」と認識する人が増えたことが考えられる一方で、実際の通報や介入に対する心理的ハードルや関係悪化の不安が高いことが影響していると考えられます。特に、地域の繋がりが強い本市では、当事者や加害者との人間関係への配慮や、うわさの拡散への懸念から、関与をためらい「何もできなかった」と感じる人が増えている可能性があります。

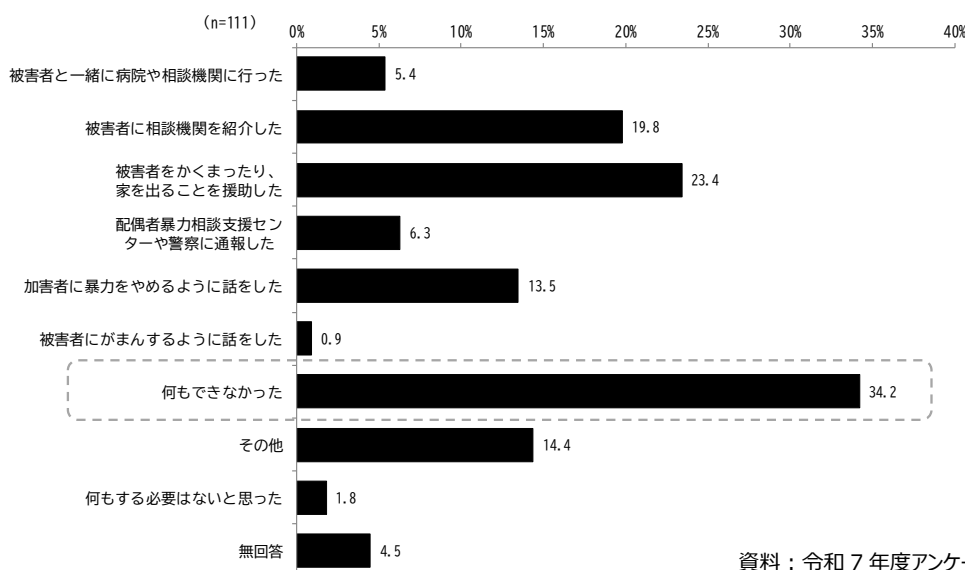
こうした状況を踏まえ、庁内の支援体制の強化に向けて、相談対応に携わる職員や相談員の専門性向上が重要な課題となっています。DV や性暴力、ハラスメント等の複合的な課題に的確に対応できるよう、実務に即した研修の実施や継続的なスキルアップの機会を確保し、相談対応の質の向上と安定した支援体制の構築を図る必要があります。

【配偶者や交際相手からの暴力について、身近で見聞きした状況（市民用）】



資料：令和7年度アンケート調査（市民用）

【見聞きした後の対応について（市民用）】



具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① DV や暴力、虐待等の防止に関する情報発信・啓発	DV 等の暴力や虐待を防止するため、多様な媒体を活用した情報発信・啓発を行うとともに、小・中学校の道徳の時間、乳幼児健診、高齢者・障がい者等へのサービス提供事業所向け研修などの機会を通じた取り組みを推進します。 併せて「DV 防止法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」等の関連法制度についても、改正内容を適切に反映しながら周知を図ります。	こども家庭課 介護長寿課 障がい福祉課 平和協働推進課 学校教育課 健康福祉センター
② DV や暴力、虐待等の防止に関する相談支援、関係機関との連携	関係相談窓口の周知を図るとともに、相談員の研修や専門職の確保等を通じた支援体制の充実を図ります。 併せて「DV 防止法」に基づく通報努力義務の周知や関係機関・地域団体との連携により、被害の早期発見・早期対応及び支援機関につなぐ体制の強化を図ります。	こども家庭課 介護長寿課 障がい福祉課
③ DV 等被害者の情報保護と被害者の生活の再構築や自立支援の充実	庁内関係課においては、DV 等被害者情報の保護の徹底を図ります。 DV 等の被害者がひとり親となった場合には、生活保護等による経済的支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進費等による就労支援など、被害者の生活の再構築や自立支援を行います。 また、被害者が生活を立て直し、自立した生活を送れるよう、支援の手法を検討します。	市民課 関係課（全課）
④ 児童及び、高齢者、障がい者等への暴力(虐待等)への適切な対応	「児童虐待防止法」に規定されている児童相談所もしくは市への通告義務について市民へ広く周知し、早期発見・早期対応を促します。 高齢者や障がい者等への暴力(虐待等)に対して、「21 パールプランいしがき(石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」や「ていだプラン(石垣市障害[児]福祉計画)」等の各種計画に基づき、権利擁護をはじめ、見守り、相談等の支援を行います。	こども家庭課 子育て支援課 学校教育課 健康福祉センター 介護長寿課 障がい福祉課

（2）あらゆるハラスメントの防止に向けた意識の浸透

現状と課題

事業者におけるアンケート調査をみると、項目によって認知度にばらつきがみられ、十分に浸透しているとは言い難い状況です。特に「パタニティ・ハラスメント（パタハラ）」（働く男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参加することを、職場の上司や同僚が妨げたり嫌がらせをすること。）については「知らない」「内容までは理解していない」層が一定数存在しており、継続的な周知・啓発が必要です。

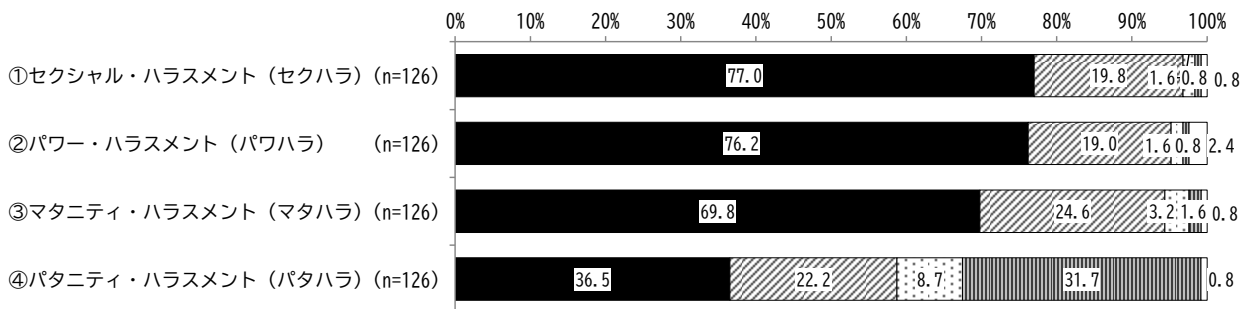
また、ハラスメント防止に向けた取り組みは、一定程度実施されているものの、具体的な制度整備や研修などの実践的な取り組みは一部にとどまっています。特に「取り組んでいない」層が多く見られることから、取り組みの必要性に対する意識啓発が課題です。

職場にとどまらず家庭等において、言葉や態度、身振り等によって精神的苦痛を与えるモラル・ハラスメント等、私たちの生活の中には様々なハラスメント問題が存在しています。

一方、市民のアンケート調査においては、セクハラだと思ふ項目について全ての項目で、男性よりも女性で割合が高く、年代別では、若年層（20～40 歳代）では比較的多くの項目を、セクハラと認識している一方で、60 歳代では一部の項目で低く、年代によってハラスメントの認識の広がりには差がみられます。

【ハラスメントに関する言葉の認知度（事業所用）】

■ 内容も良く知っている □ 内容は少し知っている ▨ 聞いた事はあるが内容は知らない ▩ 知らない □ 無回答



資料：令和7年度アンケート調査（事業所用）

具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① あらゆるハラスメント防止に向けた意識啓発	職場や家庭等におけるハラスメント行為が深刻な人権侵害であることを広報いしがきや市ホームページをはじめ、チラシ・パンフレットや SNS 等の多様な媒体を通して周知・啓発し、市民の意識の高揚を図ります。また、男女共同参画週間やまるざーフェスティバル等、様々な機会の活用や商工会等の関係団体と連携した周知活動に取り組みます。	平和協働推進課 商工振興課
② 相談窓口の周知	困っている方の心の負担軽減や解決に向けた相談等に対応するため、本市の女性相談窓口をはじめ、沖縄労働局など関係機関も含めた相談窓口の周知を図ります。	平和協働推進課 こども家庭課

（3）困難な問題を抱える人への包括的な相談支援と自立支援

現状と課題

DV の深刻化や女性の貧困問題等が全国的な課題となっています。さらに、女性であるがゆえの性に基づく偏見等を背景に、一層複合的な困難を抱える場合があります。

生活上の困難に直面する女性は、自ら支援を求めることが難しい状況が多く、その背景として精神疾患、DV による被害等があります。こうした方々の相談体制等、潜在的に必要な支援を必要としている方とつながりを持つ工夫や施策が必要です。

具体的施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① ひとり親家庭等への生活支援	「石垣市子ども子育て支援事業計画」に基づき、ハローワークと連携した就労支援をはじめ、自立支援教育訓練給付金等によるひとり親世帯への就労支援の充実を図ります。	こども家庭課
② 生活困窮者自立支援法に基づく施策	生活困窮者自立支援法に基づき、支援が必要な方や世帯に対し、家計改善支援、就労支援、経済的支援、児童生徒の学習支援等の自立支援を行います。	福祉総務課 学校教育課
③ 困難な問題を抱える人への支援体制の整備	困難な問題を抱える人に対して、庁内関係者及び関係機関と連携体制を強化し、包括的支援体制を推進します。	福祉総務課 関係課（全課）
④ 困難な問題を抱える女性等への支援体制の整備	支援を必要としながらも相談につながりにくい幅広い年齢層の困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、相談機関の周知を図り、関係機関との連携を行います。	平和協働推進課 こども家庭課 福祉総務課 健康福祉センター 障がい福祉課

第4章 計画の推進に向けて

1. 全庁体制で取り組む男女共同参画の推進

本計画に位置付けられた施策を計画的かつ効率的に推進するためには、担当課・係のみならず、市役所の全職員が男女共同参画の意義・目的等を理解し、本計画の基本理念「互いを尊重し だれもが個性と能力を発揮できる 安心のまち いしがき」の実現に向けて取り組む必要があります。

行政組織の各種業務においては、市民の人権をはじめ、性別、年齢、国籍その他個人情報等、様々な配慮を必要とする場面が多く存在します。こうした配慮を日ごろから意識し、実践することが、行政サービスの向上や市民の満足度の向上につながり、安心して住みよい石垣市をつくっていくことにつながります。一方で、本計画の策定にあたって実施した職員アンケート調査においては、本計画や石垣市男女共同参画推進条例等の認知度が依然として低いという課題が浮き彫りになりました。前述のとおり、行政業務においては市民に対する様々な配慮が必要になることから、庁内において、男女共同参画の意義・目的等を再確認していく必要があります。したがって、庁内への条例や本計画の周知徹底を図るとともに、定期的な進行管理等による意識付けを行い、全庁体制で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

2. 市民や企業、関係機関・団体等との連携・協力による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現は、行政のみでは決して達成されることはありません。市民や企業、関係機関・団体等がそれぞれの立場でその役割や責務を果たし、男女共同参画社会の実現に向けて行動していく必要があります。本計画は他の行政計画に比べ、市民等に期待する役割も大きなものとなっています。

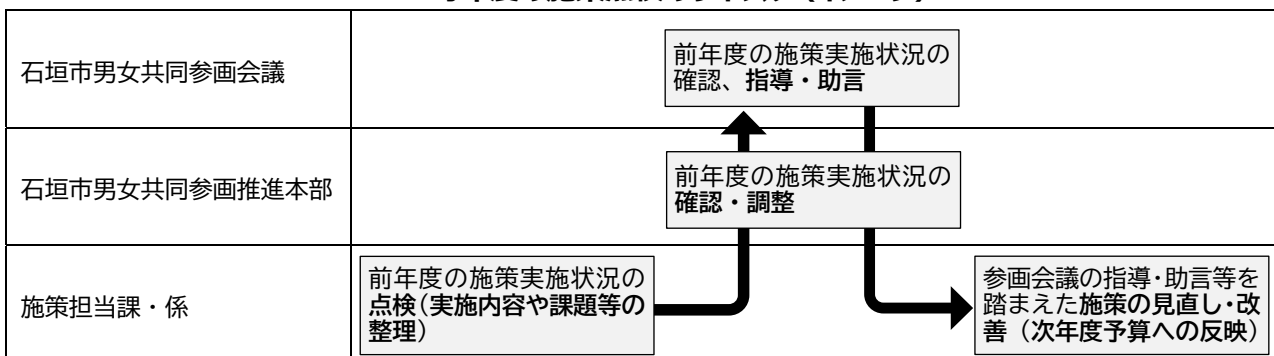
本市では女性団体ネットワーク会議や地域推進委員会をはじめ、多様な団体が市内や各地域、時には市外においても活躍しています。こうした各種団体との連携・協力のもと、本計画に位置付けられた施策をはじめ、その目的を達成するために市民等に期待する役割等について、周知及び理解の促進を図ります。

3. 計画の進行管理の徹底

本計画について、PDCA サイクルにより着実に計画を進めていくために、「第3章 施策の展開（各論）」に位置付けた全施策の毎年度点検を徹底し、施策内容等について必要な見直し・改善を図っていきます。

毎年度の施策点検結果について、庁内の「石垣市男女共同参画推進本部」で確認・調整を行うとともに、庁外の関係団体等で構成する「石垣市男女共同参画会議」へ報告を行い、必要な指導・助言を受け、施策の更なる充実に取り組むものとします。

毎年度の施策点検のサイクル（イメージ）



4. 目標値の設定

本計画に位置付けられた施策・事業の実効性を確保するためには、取り組みの成果や課題を客観的に評価する必要があります。そのため、以下の項目を目標値として設定し、客観的な評価・検証につなげていきます。

項目	基準値 (R7 年度)	目標値 (R17 年度)	把握方法	
基本方針1. 誰もが尊重される社会づくりに向けた周知と意識啓発				
1	社会のあらゆる場面において、男女が「平等」と回答する市民の割合			
	①家庭生活	38.9%	全項目 50%以上	
	②職場	44.5%		
	③学校教育の場	45.4%		
	④地域活動・社会活動の場	30.5%		
	⑤政治の場	12.4%		
	⑥法律や制度の上	28.1%		
	⑦社会通念・慣習・しきたりなど	11.4%		
⑧社会全体	13.6%			
2	第4次「いしがきプラン」の認知度（「よく知っている」「少し知っている」の割合）			
	市民	7.0%	50%	
	庁内	30.2%	100%	
3	男女共同参画に関する言葉の認知度（中学生）（「知っている」「聞いたことがある」の割合）			
	男女共同参画社会	43.8%	50%以上	
4	家庭での役割について、「男女が協力して」または「どちらでもよい」と回答する小・中学生の割合			
	家事について	小学生：87.9%	全項目 80%以上	
		中学生：93.8%		
	子育てについて	小学生：78.3%		
中学生：91.3%				
お金を稼ぐことについて	小学生：69.8%			
	中学生：85.1%			
基本方針2. 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり				
5	審議会等、方針決定の場に占める女性委員の割合（地方自治法第202条の3及び規則に基づく審議会等）	29.2%	35%～65%	平和協働推進課
6	市管理職（課長級以上）に占める女性の割合	11.7%	20%	総務課
7	市監督者（課長補佐・係長相当職）に占める女性の割合	37.0%	40%	総務課

項目		基準値 (R7 年度)	目標値 (R17 年度)	把握方法
基本方針3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり				
8	石垣市が「性別に関わらず個性や能力を発揮できる社会」と回答する割合	26.1%	35.0%	アンケート調査
基本方針4. 暴力の根絶と困難な問題を抱える人への切れ目のない支援				
9	身近な DV 被害者に対して「何もできなかった」と回答する市民の割合	34.2%	0%	アンケート調査
10	DVに関する言葉の認知度（中学生）（「知っている」「聞いたことがある」の割合）			
	DV	84.7%	全項目 80%以上	アンケート調査
	デート DV	38.7%		
11	セクシュアル・ハラスメントに当たると認識している市民の割合			
	①性的冗談や質問、ひやかしなどの言葉をかけること	77.3%	全項目 80%以上	アンケート調査
	②ヌードポスターや雑誌、性的ジェスチャーを見せたりしてからかうこと	78.8%		
	③接待や宴会の席で女性にお酌やデュエット、ダンスを強要すること	70.1%		
	④結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと	43.4%		
	⑤目につきやすい場所にヌードポスターやカレンダーなどを置いておくこと	71.4%		
	⑥身体をじろじろ見たり、容姿のことをすぐ話題にすること	80.9%		
⑦「異性関係が派手だ」などと性的な噂を流すこと	70.9%			

参考資料

1. 法令及び上位・関連計画等の整理

国・県及び石垣市の法令並びに上位・関連計画における位置づけを整理しています。

(1) 国の上位関連計画の把握

No	法令及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	男女共同参画社会基本法	—
②	女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	—
③	DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	—
④	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	—
⑤	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の推進に関する法律	—
⑥	第6次男女共同参画基本計画	基本的な考え方：令和17年度末 施策の基本的方向・具体的な取り組み：令和12年度末

(2) 県の上位関連計画の把握

No	条例及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	沖縄県男女共同参画推進条例	—
②	第6次沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGO プラン～	令和4年度～令和8年度（5年間）
③	沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画	—
④	沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画	令和6年度～令和10年度（5年間）

(3) 石垣市の上位・関連計画の把握

No	上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	石垣市男女共同参画推進条例	—
②	第5次石垣市総合計画	令和4年度～令和13年度（10年間）
③	第3次石垣市地域福祉計画	令和5年度～令和9年度（5年間）
④	第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度（5年間）
⑤	石垣市地域防災計画	—

(1) 国の動き（関連法・計画の概要）

① 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、基本法では、男女共同参画社会を形成するための 5 本の柱（基本理念）を掲げています。また、その柱に基づき行政（国や地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）が定められています。

- 基本理念 – 男女共同参画社会をつくっていくための 5 本の柱
※わかりやすくするため、平易な表現で趣旨を示しています。

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員です。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていきましょう。

5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組んでいきましょう。

- 国、地方公共団体及び国民の役割
 - 国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
 - 地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
 - 国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

② 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成 27 年 8 月に、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」が成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等[※]）に義務付けられました。令和元年 5 月には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正が行われました。

※常用労働者 301 人以上企業等。法改正により令和 4 年 4 月 1 日以降は 101 人以上に拡大。

○ 法の目的と基本原則の概要

【目的】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

【基本原則】

- ・ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

○ 基本方針等の策定

- ・ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ・ 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

○ 事業主行動計画の策定等

- ・ 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・ 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。

（労働者が 300 人以下[令和 4 年 4 月 1 日以降は 100 人以下]の民間事業主については努力義務）

- ・ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
 【参考】状況把握する事項：①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率等
- ・ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取り組み内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取り組み実施・目標達成は努力義務）
- ・ 女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- ・ 国は、優れた取り組みを行う一般事業主の認定を行うこととする。

○ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・ 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- ・ 地域において、女性活躍推進に係る取り組みに関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

③ DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

平成 13 年 10 月に「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」が施行されました。その後、社会情勢等を踏まえて適宜改正が行われ、令和元年の改正においては、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。

○ 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

○ 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（１） 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

（２） 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられている。

<配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項>

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1 配偶者暴力相談支援センター | 2 婦人相談員 |
| 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等 | 4 被害者からの相談等 |
| 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等 | 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等 |
| 7 被害者の自立の支援 | 8 保護命令制度の利用等 |
| 9 関係機関の連携協力等 | 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発 |
| 11 苦情の適切かつ迅速な処理 | 12 教育啓発 |
| 13 調査研究の推進等 | 14 民間の団体に対する援助 |

<その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項>

- 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価
- 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築することを目的に、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。（以下、一部抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

⑤ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として、法律が制定されました。（以下、一部抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑥ 第6次男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、平成12年に策定されました。

その後、平成17（2005）年の第2次基本計画、平成22（2010）年の第3次基本計画、平成27年の第4次基本計画、令和2（2020）年の第5次基本計画を経て、令和8（2026）年には、少子高齢化の進行や多様な生き方への対応、デジタル化の進展等の社会変化を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

【第1部 基本的な方針】

■ 目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

■ 社会情勢の現状、予想される環境変化

社会構造の 動向・変化	・人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングケアラーの増加、女性活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等
意識・価値観の 動向・変化	・根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等
テクノロジーの急速な 進展・進化	・AI利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダード・イノベーション等
安全・安心に影響を 与える要因	・テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等
国際的な潮流	・グリーン経済・デジタル経済への移行等

【第2部 政策編】

- I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現
 - 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
 - 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
 - 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
 - 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
 - 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
 - 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
 - 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

- II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化
 - 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
 - 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
 - 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
 - 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

(2) 沖縄県の動き（関連条例・計画の概要）

① 沖縄県男女共同参画推進条例

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 15（2003）年に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しました。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

（男女の人権侵害の禁止）

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

② 第6次沖縄県男女共同参画計画－DEIGOプラン－

「沖縄県男女共同参画計画」は、男女共同参画社会基本法第14条及び沖縄県男女共同参画条例第4条に基づき、沖縄県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画であり、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示しています。また、計画の実効性を高めるために、県民にわかりやすい指標を設定し、計画期間終了時における目標数値を定めています。

<計画の方向>

『全ての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す』

<計画の期間>

令和4（2023）年度から令和8（2026）年度までの5年間

<計画の内容>

目標1 家庭における男女共同参画の実現

施策 1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発

施策 1-2 育児及び介護を支える環境づくり

施策 1-3 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

目標2 職場における男女共同参画の実現

施策 2-1 多様な就業を可能にする環境の整備

施策 2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策 2-3 農林漁業における男女共同参画の推進

施策 2-4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策 2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援

目標3 地域における男女共同参画の実現

施策 3-1 地域活動を推進するための連携・協働

施策 3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

施策 3-3 市町村における男女共同参画の推進と支援

目標4 社会全体における男女共同参画の実現

施策 4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進

施策 4-2 ジェンダー平等や性の多様性に関する意識啓発の推進

施策 4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進

施策 4-4 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

③ 沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改定版）

「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、平成 13 年に施行された「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」等を受け、法第 2 条の 3 第 1 項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成 18 年 3 月）の改定版です。また、市町村基本計画の策定も努力義務として明記されています。

<計画の基本理念>

【配偶者からの暴力を許さない社会づくり】

<計画の位置付け>

この計画は、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標 3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

<施策の内容>

基本目標 1 家庭における男女共同参画の実現

- (1) 人権教育・啓発活動の推進
- (2) 地域における活動
- (3) 加害者対策への取り組み

基本目標 2 被害者の保護のための体制整備

- (1) 発見・通報
- (2) 相談体制・対応の充実
- (3) 一時保護体制・対応の充実
- (4) 一時保護退所後の施設における保護
- (5) 医学的・心理的支援
- (6) 外国人、障害者、高齢者等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

基本目標 3 被害者の自立を支援する環境整備

- (1) 住宅確保に関する支援の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 就業に向けた支援
- (4) 子育て支援
- (5) 児童の就学についての支援
- (6) 国民年金の加入手続き等における支援
- (7) 医療保険の加入手続き等における支援
- (8) プライバシーの保護
- (9) 法的支援、司法手続きに関する支援

基本目標 4 関係施策の推進体制の強化と民間団体との協働

- (1) 施策調整機能の強化
- (2) 職務関係者の資質向上
- (3) 民間団体との協働
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

④ 沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

「沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」は、令和4年「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立及び令和5年「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を受けて、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

<計画の期間>

令和6年度から令和10年度までの5年間

<計画における施策の対象者>

法第2条の規定に基づき、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を対象とし、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、必要に応じて法による支援の対象者となります。

また、性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、令和3年3月に行った「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」の下、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討します。

<施策の内容>

基本目標1 相談しやすい環境体制づくり

1. アウトリーチ等による早期の把握
2. 居場所の提供
3. 地域における活動の推進
4. 教育・啓発、広報活動等

基本目標2 包括的かつ継続的な支援

1. 相談支援
2. 一時保護
3. 被害回復支援
4. 生活の場を共にすることによる支援
5. 同伴児童等への支援
6. 自立支援
 - (1) 医学的又は心理的支援
 - (2) 生活支援
 - (3) 日中活動の支援
 - (4) 居住支援
7. アフターケア

基本目標3 関連施策の支援体制の充実

1. 支援に関わる中核機関の機能強化
2. 関係機関との連携体制の充実
3. 民間団体との連携体制

(3) 石垣市の上位・関連計画等

① 石垣市男女共同参画推進条例

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることがなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において健康と自らの決定が尊重されること。
- (3) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が実現されるよう配慮されること。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (5) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の決定、計画等の立案に参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県、市民、教育関係者、事業者及び市民団体と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において、積極的に、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成における教育の果たす役割の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職場、家庭その他の活動が両立して行うことができるよう職場環境の整備に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、その活動において、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において性別を理由とする差別的取り扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告塔において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な表現を行ってはならない。

(市、市民等の協働)

第10条 市、市民、教育関係者、事業者及び市民団体は、それぞれの主体的な取り組み及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行うものとする。

② 第5次石垣市総合計画

【基本構想】

いしがきの将来像

＜まちづくりの基本理念＞

「いつの世までも 魅力と幸せあふれる 島づくり」

＜いしがきの将来像＞

誰もが自分らしく幸せに暮らせる 持続可能な交流都市 いしがき

＜目指すまちの姿＞

- ① 地域の魅力と活気があふれるまち
- ② 一人ひとりの個性を尊重し、発揮するまち
- ③ 安全で快適に生活できるまち
- ④ 島の自然環境を守り、活かすまち

＜将来人口＞

(令和 13(2031)年度) 約 55,000 人

【基本計画】

＜地域の魅力と活気があふれるまち＞	1. 地域経済 2. 第一次産業 3. 第二次産業 4. 第三次産業 5. 都市機能 6. 協働・パートナーシップ
＜一人ひとりの個性を尊重し、発揮するまち＞	1. 人権・多様な価値観 2. 平和 3. 教育 4. スポーツ・趣味 5. 交流 6. 移住・定住
＜安全で快適に生活できるまち＞	1. 住環境 2. スマートシティ 3. 防災・消防 4. 福祉 5. 保健・医療 6. 地域コミュニティ 7. 文化
＜島の自然環境を守り、活かすまち＞	1. 自然環境 2. 資源・エネルギー
＜計画の推進＞	1. 行財政運営

③ 第3次石垣市地域福祉計画

<計画期間> 令和5年度～令和9年度

<計画の基本理念>

「一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり」

- 一人はみんなのために、みんなは一人のために
- すべての市民が参加し、支え合い
- 安心と安らぎのある共生社会をつくる

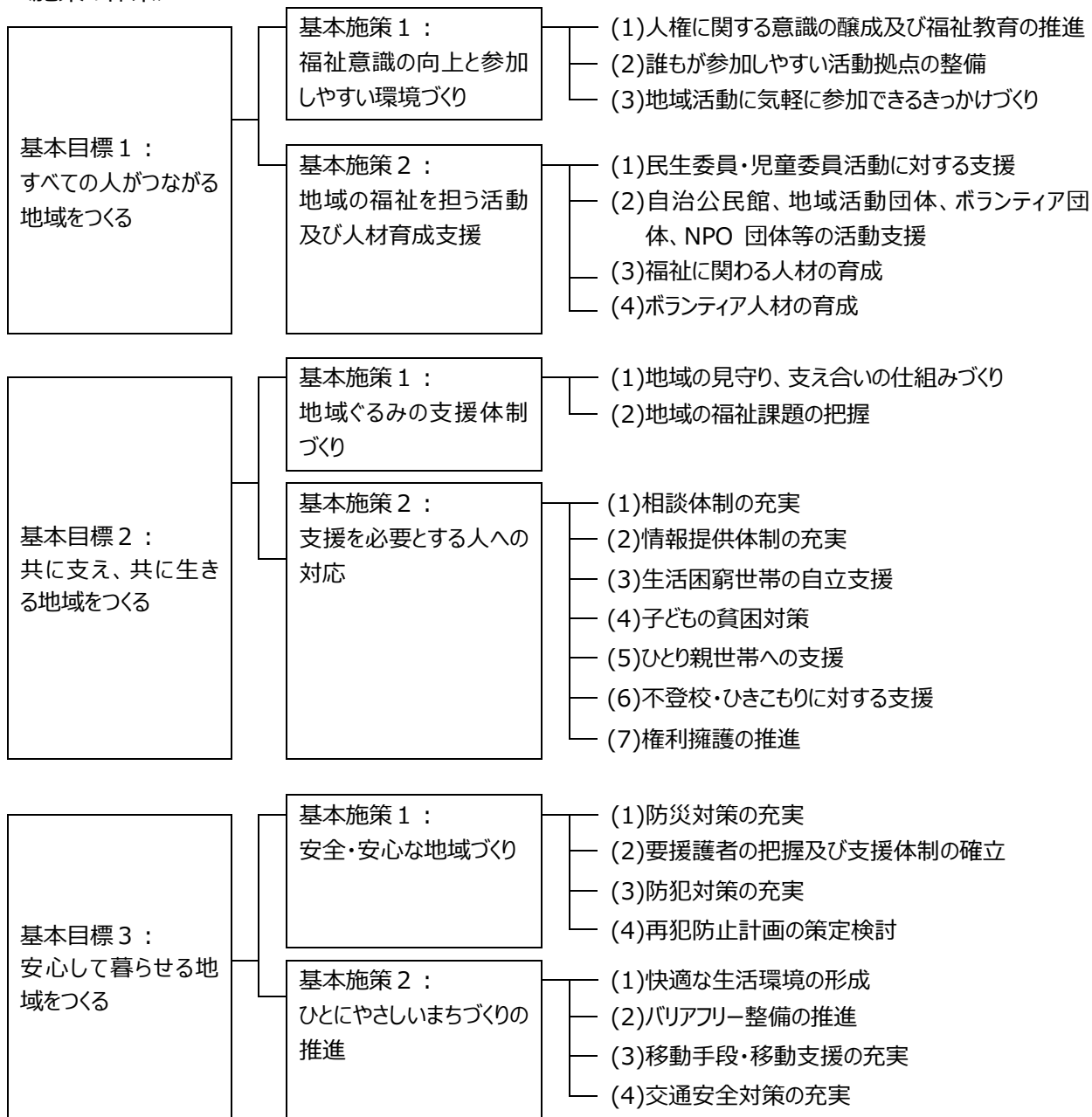
<基本目標>

基本目標1：すべての人がつながる地域をつくる

基本目標2：共に支え、共に生きる地域をつくる

基本目標3：安心して暮らせる地域をつくる

<施策の体系>



④ 第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画

＜計画期間＞ 令和7年度～令和11年度

＜基本理念＞ 「生まれどう宝（子宝こそ第一）

ふあーまー（子・孫）元気 結い（地域）で子育て」

＜基本目標＞

■ 基本目標1 教育・保育及び子育て支援の確実な提供

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、女性の就業率向上等に伴う利用ニーズの動向に適切に対応できるよう、教育・保育施設等のサービス提供事業者や地域等と連携・協働しながら、必要なサービスを確実に提供できる環境整備に取り組みます。

あわせて、サービスの質の向上や保育士等の人材確保対策に継続して取り組みます。

■ 基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県等と連携しながら、市民や企業等に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てへの男女共同参画に関する啓発等に取り組みます。

あわせて、教育・保育をはじめ、「小1の壁」を打破するための小学生の放課後児童対策、病児保育事業等の緊急時の支援サービスをはじめとした、仕事と子育ての両立支援に係る各種サービス等について、必要量の確保と利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

■ 基本目標3 ひとり親家庭への支援と自立促進

子育て家庭全般に対する経済的負担の軽減に加え、ひとり親家庭が直面する経済的・社会的な課題に対応するため、相談・情報提供体制の構築や就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、養育費確保の支援等を行い、自立を促進する環境整備に取り組みます。

■ 基本目標4 子どものための多様な居場所づくり

中高生も含めたすべての子どもが、放課後や週末等に、様々な体験や遊び、学習活動等ができる安全・安心な居場所として、児童館をはじめとした多様な居場所づくりに取り組みます。

なかでも小学生については、総合的な放課後対策として、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を計画的に整備するなど、すべての小学生が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動が行える環境づくりに取り組みます。

⑤ 石垣市地域防災計画

<目的>

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び石垣市防災会議条例第 2 条（昭和 53 年条例第 16 号）の規定に基づき、石垣市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る災害対策に関し、おおむね次の事項を定め、防災体制の確立を図るとともに、関係機関及び住民の防災活動を含めた総合的かつ計画的な対策を定め、効果的な防災活動を実施することを目的とする。

- 1 石垣市の防災対策に関する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備 その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

<計画の構成・対象災害>

(1) 基本編

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項

(2) 地震・津波編

地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

(3) 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画

(4) 資料編

各編に係る資料・様式

<防災計画の見直しと推進> 一部抜粋

1 防災計画の効果的推進

- (9) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、男女共同参画の視点から女性の占める割合を高めるとともに、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

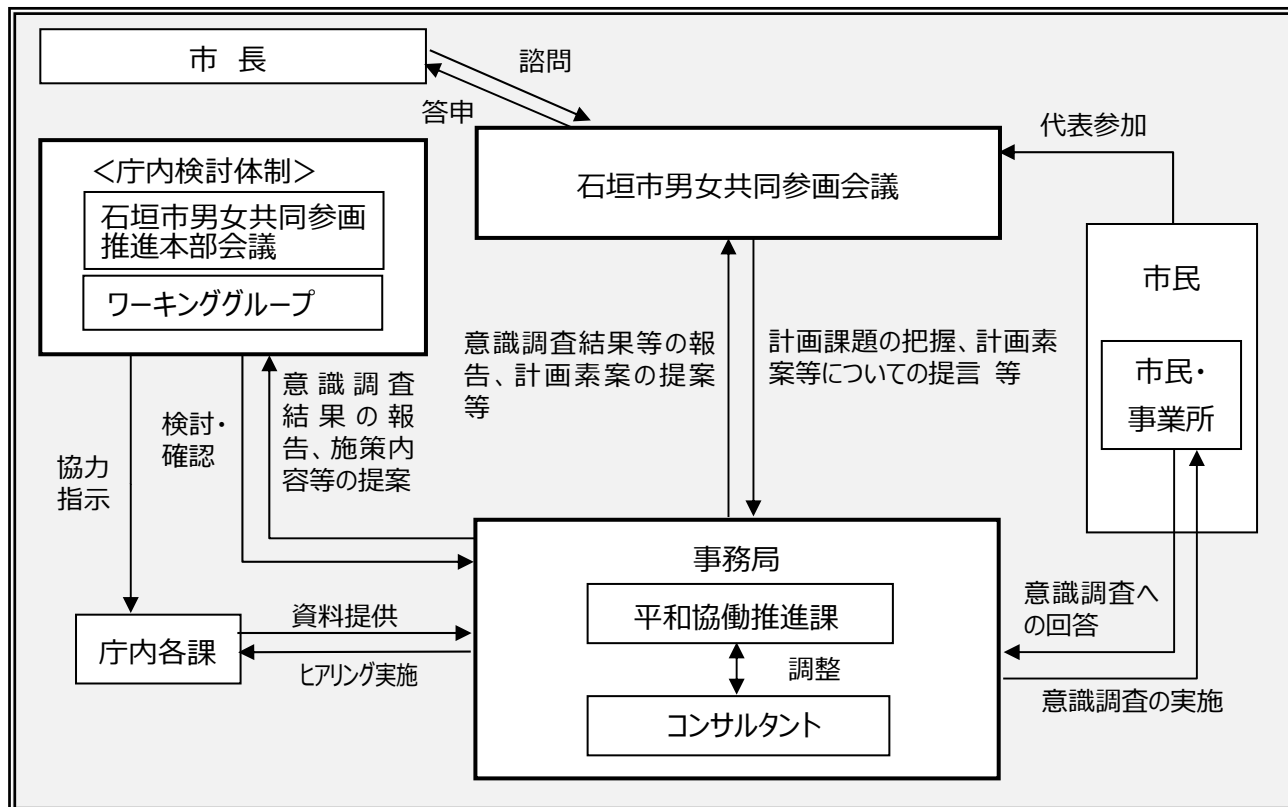
2. 第4次石垣市男女共同参画計画の策定の経緯

★：男女共同参画会議、■：男女共同参画推進本部、○：ワーキンググループ会議

日時	内容
令和7年9月18日(木)～ 令和7年10月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 担当課へ第3次計画(改定版)施策点検・評価シートの配布・回収
—	<ul style="list-style-type: none"> 施策点検ヒアリング実施
令和7年9月22日(月)～ 令和7年10月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査実施 事業所アンケート調査実施
令和7年9月26日(金)～ 令和7年10月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもアンケート調査実施 石垣市職員アンケート調査実施
令和7年11月26日(水)	<p>■第1回男女共同参画推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨 計画策定の進め方(組織体制・流れ) 石垣市の概況(アンケート結果・進捗状況評価等)
令和7年12月2日(火)	<p>★第1回男女共同参画会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画(策定の趣旨) 計画策定の進め方(組織体制・流れ) 国で検討されている「第6次男女共同参画基本計画」について 石垣市の概況(アンケート結果・進捗状況評価等)
令和7年12月2日(火)	<p>○第1回ワーキンググループ会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨 計画策定の進め方(組織体制・流れ) 国で検討されている「第6次男女共同参画基本計画」について 石垣市の概況(アンケート結果・進捗状況評価等)
令和7年12月24日(水)	<p>○第2回ワーキンググループ会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行計画からの修正点 計画骨子案の検討等
令和8年1月28日(水)	<p>○第3回ワーキンググループ会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画素案の検討等
令和8年2月6日(金)	<p>★第2回男女共同参画会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画素案の検討等
令和8年2月18日(水)～ 令和8年3月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施
令和8年3月下旬	<p>★第3回男女共同参画会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画素案の検討等
令和8年3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 答申
令和8年3月下旬	<p>■第2回男女共同参画推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画素案の確認
令和8年3月末	<ul style="list-style-type: none"> 策定

3. 第4次石垣市男女共同参画計画の策定体制

本計画の策定体制を下図に示しています。



(1) 石垣市男女共同参画会議規則

平成5年6月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市附属機関設置条例(昭和51年条例第28号)第2条の規定に基づき、石垣市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平15規則9・一部改正)

(担当事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画案の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び資料収集に関する事。
- (3) その他男女共同参画社会形成の推進に関する事。

(平15規則9・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市の職員

(平8規則5・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(平15規則9・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議における審議の参考に供するため、必要と認める場合には委員でない者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 会議に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会議の議を経て会長が指名する。
- 3 部会には部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

■ 石垣市男女共同参画会議 委員名簿

	団体名	団体での職名	氏名	備考
1	石垣市女性団体ネットワーク会議	会長	前里 和江	会長
2	石垣市商工会	副会長	下地 寛正	委員
3	石垣市立小中学校校長会	副会長	大浜 公三枝	委員
4	石垣市PTA連合会	会長	金城 啓介	委員
5	石垣人権擁護委員協議会 男女共同参画委員会	委員長	翁長 珠江	委員
6	石垣市福祉部こども未来局 こども家庭課	女性相談員	崎山 香代	委員
7	一般社団法人 インターナショナルイシガキ	副理事長	新城 真由美	委員
8	沖縄県介護支援専門員協会 八重山支部	支部長	佐伯 良子	委員
9	市民公募		山里 世紀子	委員
10	市民公募		金澤 孝子	委員
11	石垣市市民保健部	部長	大城 智一郎	副会長

(2) 石垣市男女共同参画推進本部設置規程

平成 27 年 11 月 10 日

訓令第 8 号

(設置)

第1条 男女共同参画について、関係部課の連絡調整を密にするとともに、男女共同参画に関する施策を推進するため、石垣市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 石垣市男女共同参画計画に関する事項
- (2) 男女共同参画社会の形成のための諸施策に関する事項
- (3) 男女共同参画推進について関係部課の連絡調整に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員で組織する。

2 本部長は副市長を、副本部長は市民保健部長をもって充てる。

3 本部委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長は、推進本部の事務を総理する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(ワーキンググループ)

第5条 推進本部にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、推進本部に提示する事項について協議調整する。

3 ワーキンググループは、班長、副班長及び班員で組織する。

4 班長は、平和協働推進課長を、副班長は平和・男女共同係長をもって充てる。

5 班員は、班長が選任する。

6 ワーキンググループは、班長が招集する。

(令3訓令3・一部改正)

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民保健部平和協働推進課において処理する。

(平30訓令6・一部改正)

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し、必要な事項は本部長が会議に諮って定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 石垣市女性行政推進本部設置規程(平成7年石垣市訓令第9—1号)は、廃止する。

附 則(平成28年訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令第3号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

(平28訓令12・平30訓令6・平31訓令3・令3訓令3・令5訓令2・一部改正)

	所属
本部長	副市長
副本部長	市民保健部長
本部委員	総務部長
	企画部長
	福祉部長
	こども未来局長
	農林水産商工部長
	建設部長
	教育部長
	水道部長
	消防長
	平和協働推進課長
	総務課長
	防災危機管理課長
	企画政策課長
	福祉総務課長
	子育て支援課長
	こども家庭課長
	農政経済課長
	水産課長
	商工振興課長
	都市建設課長

参考資料

	教育総務課長
	学校教育課長
	いきいき学び課長
	水道総務課長
	消防総務課長

■ 石垣市男女共同参画推進本部 委員名簿

No.	役職	所 属	氏 名
1	本部長	副市長	知念 永一郎
2	副本部長	市民保健部長	大城 智一郎
3	本部委員	総務部長	棚原 長武
4	本部委員	企画部長	菅沼 大喜
5	本部委員	福祉部長	内原 英政
6	本部委員	こども未来局長	黒木 さよ子
7	本部委員	農林水産商工部長	宮良 直好
8	本部委員	建設部長	下地 敏之
9	本部委員	教育部長	翁長 致純
10	本部委員	水道部長	金城 安和
11	本部委員	消防長	東崎原 学
12	本部委員	平和協働推進課長	多宇 さより
13	本部委員	総務課長	仲間 典登
14	本部委員	防災危機管理課長	富浜 公雄
15	本部委員	企画政策課長	野崎 雅治
16	本部委員	福祉総務課長	野崎 かおり
17	本部委員	子育て支援課長	新良 卓也
18	本部委員	こども家庭課長	後呂 明美
19	本部委員	農政経済課長	鹿川 栄伸
20	本部委員	水産課長	新城 保一
21	本部委員	商工振興課長	岡山 創
22	本部委員	都市建設課長	名嘉地 長三
23	本部委員	教育総務課長	石垣 司
24	本部委員	学校教育課長	上原 太郎
25	本部委員	いきいき学び課長	羽地 学
26	本部委員	水道総務課長	宮良 優児
27	本部委員	消防本部総務課長	宇根 正人

■ 石垣市男女共同参画推進本部 ワーキンググループ名簿

No.	所属部	所属部	所属課	氏名	備考
1	班長	市民保健部	平和協働推進課長	多宇 さより	
2	副班長	市民保健部	平和協働推進課	翁長 隼大	
3	副班長	市民保健部	平和協働推進課	天久 朝市	
4	班員	総務部	総務課	仲大盛 吉彦	
5	班員	総務部	防災危機管理課	上唐 学	
6	班員	市民保健部	健康保険課	又吉 倫雅	
7	班員	福祉部	福祉総務課	大浜 清美	
8	班員	福祉部	障がい福祉課	山田 順子	
9	班員	こども未来局	子育て支援課	新垣 奈美子	
10	班員	こども未来局	こども家庭課	東川平 義之	
11	班員	企画部	企画政策課	我那覇 恵	
12	班員	企画部	観光文化課	池城 奈央	
13	班員	農林水産商工部	農政経済課	喜舎場 広和	
14	班員	農林水産商工部	商工振興課	吉本 さやか	
15	班員	建設部	都市建設課	下地 理仁	
16	班員	教育部	教育総務課	田本 奈月	
17	班員	教育部	学校教育課	西表 知彦	
18	班員	教育部	いきいき学び課	友利 裕子	
19	班員	水道部	水道総務課	新良 和人	
20	班員	消防本部	消防総務課	加屋本 覚	

4. 用語集

[あ行]

◆育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。

◆Well-being（ウェルビーイング）

身体的・精神的・社会的に良好な状態にある「満たされた状態」を指し、単なる健康だけでなく、生活の質（QOL）や満足度を包括的に捉える概念。

◆SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service, SNS）。インターネット上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）の構築可能にするサービス。Facebook や LINE など。

◆エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること、また、力をつけること。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力を指す。

[か行]

◆家族経営協定

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするもの。

◆固定的（な）性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定化してしまう考え方や意識のこと。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっていることから、男女共同参画問題を考えるうえでのキーワードであり、また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく役割への期待が反映されていると言われている。

◆困難な問題を抱える女性

女性支援新法において、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義されている。

[さ行]

◆参画

社会の様々な場に、単に「参加」するだけではなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定の場に関わること。

◆ジェンダー

生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス (sex)」に対して、社会的・文化的に形成された性差のことをいいます。また、「女だから」「男だから」や「男は仕事、女は家庭」などのように男女別に期待される役割やイメージのこと。

◆ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)

ジェンダー関連 4 機関である「ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)」、「女性の地位向上部(DAW)」、「国連女性開発基金(UNIFEM)」、「国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)」を統合した新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が 2011 年 1 月に発足。国連改革の課題の一環として UN Women の設立は実現され、より大きな効果をもたらすために 4 機関の財源及び権限が統合された。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしている。

◆女性に対する(あらゆる)暴力

1993 年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を、肉体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義づけている。

一般には、「夫・パートナーからの暴力」「性犯罪」「売買春」「セクシュアル・ハラスメント」「ストーカー行為」等が挙げられる。

◆ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等[※]を反復して行うこと。

◆ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)

正式名は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成 12 年 11 月に施行され、直近では平成 25 年に法改正が行われた。この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等[※]」と「ストーカー行為」(上記参照)。

【※つきまとい等】

ストーカー規制法(下記参照)における「つきまとい等」とは、恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの恨みの感情を満足させるため、次の 1 から 8 の行為を行うことをいいます。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1. つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 2. 監視していると告げる行為 |
| 3. 面会・交際などの要求 | 4. 乱暴な言動 |
| 5. 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール | 6. 汚物などの送付 |
| 7. 名誉を傷つける | 8. 性的羞恥(しゅうち)心の侵害 |

◆世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議です。国際学際女性会議とも呼ばれる。第1回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の1975年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第2回はコペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第3回はナイロビ、第4回は中国で開催された。

◆セクシュアル・ハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること。男女雇用機会均等法により事業者はその対策が義務付けられている。

[た行]

◆男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。

◆男女共同参画社会基本法

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

◆男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

◆デートDV

交際中のカップル間におこるドメスティック・バイオレンス（DV）のこと。単なるケンカとは違い、暴力をふるう側とふるわれる側の上下関係が固定化する。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれる。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、人権を著しく侵害する重大な問題。

[は行]

◆配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努力義務が定められている。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介・カウンセリング・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う。

◆パタニティ・ハラスメント

働く男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参加することを職場の上司や同僚が妨げたり、嫌がらせをしたりすることです。

◆バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建築内の段差をなくすなど物理的な障害を除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受けとめられ、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味で用いられる。

◆パワー・ハラスメント

職権などのパワー（力）を背景にして、本来の業務の範疇（はんちゆう）を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。身体的な攻撃や精神的な攻撃等があり、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

◆PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すことで業務を継続的に実施・改善していく手法。

◆フェミニズム

男女同権を実現し、性差別のない社会をめざして、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想。

◆ポジティブ・アクション（積極的改善処置）

これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例：営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半である等）、このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

[ま行]

◆マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることがや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。職場における母性健康管理や母性保護の措置にはいろいろなことがあり、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いは法律で禁止されている（男女雇用機会均等法第9条関係）。法律では、「事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後の休業の取得、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や深夜業免除など労働基準による母性保護措置を受けたことなどを理由として、解雇その他不利益取扱いをしてはならない。」としている。

◆無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏り。無意識の思い込み。

◆モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くすること。

[ら行]

◆ライフサイクル

人生の経過を円環に描いて説明したもの。発達心理学者のエリック・H・エリクソンが人生を幼児期・青年期・老年期と全部で8つの段階に分け、それぞれで解決すべき課題（発達課題）があるとした。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR:性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されている。

[わ行]

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

日本語では「仕事と生活の調和」と訳される。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方。

第4次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～

発行年：令和8（2026）年3月

発行：石垣市 市民保健部 平和協働推進課（平和・男女共同係）

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

TEL 0980 - 82 - 1253（直通）

